

平成 9 年定例第 1 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 9 年 3 月 4 日

閉 会 平成 9 年 3 月 18 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成9年第1回
新得町議会定例会（第1号）

平成9年3月4日（火曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名	等
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
		諸般の報告（第1号）	
		町長行政報告	
3	議案第12号から 議案第27号まで	町政執行方針並びに提出議案説明	
4	諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	
5	議 案 第 1 号	辺地に係る総合整備計画の変更について	
6	議 案 第 2 号	特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について	
7	議 案 第 3 号	町有林野事業基金条例を廃止する条例の制定について	
8	議 案 第 4 号	財産の処分について	
9	議 案 第 5 号	平成8年度新得町一般会計補正予算	
10	議 案 第 6 号	平成8年度新得町町有林野事業特別会計補正予算	
11	議 案 第 7 号	平成8年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算	
12	議 案 第 8 号	平成8年度新得町老人保健特別会計補正予算	
13	議 案 第 9 号	平成8年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算	
14	議 案 第 10号	平成8年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	
15	議 案 第 11号	平成8年度新得町水道事業会計補正予算	
16	意見案第1号	「2兆円特別減税」の継続実施を求める要望意見書	
17	意見案第2号	医療費負担増の凍結と抜本的医療制度改革を求める意見書	
18	意見案第3号	森林・林業の活性化、国有林野事業の健全な発展に関する要望意見書	
19	意見案第4号	廃棄物処理法改正における要望意見書	

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

町長行政報告

- 議案第1号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第2号 特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 町有林野事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第4号 財産の処分について
- 議案第5号 平成8年度新得町一般会計補正予算
- 議案第6号 平成8年度新得町町有林野事業特別会計補正予算
- 議案第7号 平成8年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第8号 平成8年度新得町老人保健特別会計補正予算
- 議案第9号 平成8年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
- 議案第10号 平成8年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第11号 平成8年度新得町水道事業会計補正予算
- 議案第12号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 財産の無償貸付について
- 議案第14号 新得町営育成牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 わかさぎふ化場設置条例の制定について
- 議案第16号 サホ口湖及び東大雪湖の漁業管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 産業振興会館条例を廃止する条例の制定について
- 議案第18号 国民宿舎東大雪荘設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 狩勝高原観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 登山学校等複合施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 平成9年度新得町一般会計予算
- 議案第22号 平成9年度新得町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第23号 平成9年度新得町老人保健特別会計予算
- 議案第24号 平成9年度新得町営農用水道事業特別会計予算
- 議案第25号 平成9年度新得町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第26号 平成9年度新得町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第27号 平成9年度新得町水道事業会計予算
- 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 意見案第1号 「2兆円特別減税」の継続実施を求める要望意見書
- 意見案第2号 医療費負担増の凍結と抜本的医療制度改革を求める意見書
- 意見案第3号 森林・林業の活性化、国有林野事業の健全な発展に関する要望意見書
- 意見案第4号 廃棄物処理法改正における要望意見書

○出席議員（18人）

1 番	吉川幸一君	2 番	菊地康雄君
3 番	松尾為男君	4 番	小川弘志君
5 番	武田武孝君(遅刻)	6 番	広山麗子君
7 番	石本洋君	8 番	能登裕君
9 番	川見久雄君	10番	福原信博君
11番	渡邊雅文君	13番	千葉正博君
14番	宗像一君	16番	黒沢誠君
17番	森清君(早退)	18番	金沢静雄君(遅刻)
19番	高橋欽造君	20番	湯浅亮君

○欠席議員（1人）

15番 竹浦隆君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	斉藤敏雄君
教育委員会委員長		高久教雄君
監査委員		吉岡正君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	高橋一郎君				
収	入	川久保功君				
総	務	課	佐藤隆明君			
企	画	調	整	課	鈴木政輝君	
税	務	課	長	渡辺和雄君		
住	民	生	活	課	長	村中隆雄君
保	健	福	祉	課	長	高橋昭吾君
建	設	課	長	常松敏昭君		
農	林	課	長	小森俊雄君		
水	道	課	長	西浦茂君		
商	工	観	光	課	長	清水輝男君
児	童	保	育	課	長	長尾直昭君
屈	足	支	所	長	貴戸延之君	
庶	務	係	長	武田芳秋君		
財	政	係	長	阿部敏博君		

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博	君			
学	校	教	育	課	長	秋	山	秀	敏	君
社	会	教	育	課	長	高	橋	末	治	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	赤	木	英	俊	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	富	田	秋	彦	君
書			記	広	田	正	司	君

開 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席、遅刻の届け出議員は、5番、武田武孝君、18番、金沢静雄君、両君が遅刻の届け出であります。15番、竹浦 隆君が欠席の届け出であります。

ただいまから、本日をもって招集されました平成9年定例第1回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時01分）

開 議 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、9番、川見久雄君、10番、福原信博君を指名いたします。

日程第2 会 期 の 決 定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月18日までの15日間と決しました。

諸 般 の 報 告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手元に配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行 政 報 告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 平成8年12月4日、定例第4回町議会以後の行政報告を行います。

同じ12月4日には、狩勝高原周辺のリゾート並びに観光に関わる経営者の皆さんがたと沿線の振興策につきましての懇談会を開いております。

2ページにまいりまして。12月15日には、新得保育所園舎の完成を祝う集い、併せて25周年の記念式典が行われております。

12月17日には、新得消防署に高規格救急車の納車が行われまして、その入魂式が行われました。

同じ日、山形県東根市の、いわゆる黒伏高原のリゾートのスキー場がオープンをいたしまして、議長と共に出席をいたしました。

12月19日には、三輪ヒューム管株式会社の企業進出の協議を行っております。これは、釧路に本社のあります三輪ヒューム管株式会社の関係者が本町においてになりまして、屈足地域にコンクリートの製品を製造する会社を作りたいという申し出でありまして。この後におきまして、1月13日と2月26日に、それぞれ役員のかたがたが本町においてになり、相談をいたしております。計画の概要を申し上げますと、屈足の岩松地域のアサノコンクリート株式会社の隣接地に、スノーシェット、いわゆる雪崩防止、あるいはスノーシェルター、吹き溜り防止の大型のコンクリートの製品を作る計画でありまして、その工場を5月中旬ごろから着工したいと、そしてこの秋には完成を目指したいということでありまして。その工場を建設するに当たりまして、いろいろな許認可の手続きがございますので、これについては町の方でも全面的にご協力を申し上げるということを取り進めておるところであります。今、現在、埋蔵文化財保護の事前協議の問題、それから農用地の区域の除外の手続き、特定開発行為に関わる手続きと、これらの作業を進めているところがございます。11月に完成をいたしまして、考え方といたしましては、年内に試験操業に踏み切りたいと、本格的には明年春からの操業開始というふうにお聞きをいたしております、この企業立地が実現するように努力をしてみたいと考えております。

3ページにまいりまして。12月の20日には、札幌国税局に参りました。懸案であります新得酒造公社の抜本的な経営改善策につきまして、じらい、国税局との協議を進めてきたわけでありまして、この日をもちまして雲海酒造株式会社と新得酒造公社の合併についての内諾が得られたわけでありまして。本年の4月1日の合併の時期に向けまして、今、その実務的な準備作業に入っているところでありまして。

また、12月の24日には、畜産試験場の再編、整備の問題をはじめとする町の懸案の課題につきまして、札幌で要請をいたしております。

4ページにまいりまして。12月の25日には、十勝共済組合新得家畜診療所の合理化問題、これは本町だけではないわけでありまして、管内的な合理化問題が検討されておりまして、その存続についての要請をいたしております。

同じ日、屈足新緑会下水道新設工事その2の工事入札を行いまして、落札をいたしております。

5ページでは、1月3日に成人式を行っております。

6ページにまいりまして。1月の15日、一番後段でありますけれども。雲海酒造株式会社の中島社長が来町されまして、新得酒造公社の合併問題につきまして、雲海酒造側との最終的な意見調整を行っております。その中では合併期日を平成9年の4月1日

とすると、合併比率につきましては雲海酒造が1に対して新得酒造公社はゼロと、1対ゼロの割合で合併をするということでありますので、新得酒造公社の株式全額が無償償却となります。3点目には、合併に伴いまして雲海酒造が新得酒造公社の資産、並びに負債、その他の権利の一切を引き継ぐということが確認されております。また、4点目では、現在の従業員を引き続き雇用するということも確認をされておりますし、雲海酒造株式会社は北海道工場として、4つ目の北海道工場といたしまして、その業務を継続することになっております。また、酒造工場にかかわりますところの土地及び建物を、町が新得酒造公社に1億円で売却をするという6点にわたっての確認をいたしております。翌1月16日には新得酒造公社の取締役会、並びに株主総会が開かれまして、ただいま申し上げた一連の問題について酒造公社としてそれぞれ承認をいただいたところであります。

また、1月16日には、レディースファームスクールの平成9年度の研修生の選考委員会が開催をされました。これは平成9年度の研修生でありまして、第2期生であります。全国から49名の応募がありまして、このうち長期の研修生として10名の選考を行いました。このほかに短期に研修生といたしまして若干名の入所を検討いたしております。なお、第1期の長期研修生は、この3月末で、一応、終了するわけではありますが、9名の研修生のうち、6名が引き続き本町の農業の担い手といたしまして、本町に留まって牧場や酪農家でその仕事に従事することになっております。

8ページにまいりまして。1月の21日には、宮崎県の五ヶ瀬町高等学校の修学旅行生が、昨年に引き続きまして、スキー学習をいたしております。なお、来年以後も継続される見通しであります。

9ページにまいりまして。100年記念事業の庁内の検討委員会の答申がなされております。これは、町民と職員による100年に向けた事業の提案をいただきまして、この間、何回となく会合を進めて一定のまとめをいたしまして、答申を受けているところであります。記念事業のねらいといたしましては、一つは町民が等しく参画できるもの、それから先人への感謝の気持ちが表れるもの、全町的に関心が高まるもの、そして新得町の発展につながるもの、というふうな観点から検討がなされております。この100年記念事業の100年の一つのキャッチフレーズを、この後に設定をしていきたいと思っております。今、3点ほどの候補が上がっているわけではありますが、「開拓100年未来へつなごう緑の大地」というふうなテーマのほかに、2点を選考いたしております。この後、さらに検討を詰めていきたいと思っております。また、記念事業につきましては、環境の整備、それから21世紀を担う人づくり、歴史の伝承、地域機関との連携と、四つの項目に添った各種の事業についての検討を進めております。この後は、この素案を基にいたしまして、町づくり推進協議会、並びに議会の皆様がたともご協議を申し上げ、最終的な100年記念事業の計画案を策定していきたいというふうに考えております。

1月の28日には、懸案事項の要請といたしまして、畜産試験場の問題、保健所の問題、下岩松ダムの建設の問題、その他の問題につきまして副知事、並びに北電の社長にお会いをいたしまして、ご要請を申し上げているところであります。

10ページにまいりまして。開発建設部所管にかかわります町の懸案の事業といたしまして、一つ目は国道38号線の自歩道の整備促進と美蔓かいがい排水整備事業促進等につきましてご要請をいたしております。このうち38号線の自歩道の問題につきまし

ては、今、すでに工事に掛かっているわけではありますが、平成12年までに完成の予定とお伺いしております。また、美蔓かんがい排水事業では、ペンケニコロ川上流にかんがいダムの早期着工と併せて本町の水問題につきましてご要請をしているところであります。

1月31日には、リゾート交流ということで東根市の市民のスキーツアーが昨年に引き続き来町されております。

11ページにまいりまして。2月11日には、道民スポーツの冬季スキー競技大会が忠類で行われまして、新得町が団体で6年ぶりの優勝を飾っております。

12ページにまいりまして。2月12日には、交通死亡事故ゼロ700日達成の表彰伝達が行われました。

2月14日には、トムラウシ山登山の田部井名誉校長が来町されました。この際にも、引き続き、先に一般質問のありました皇太子殿下のトムラウシ山登山の実施についてお願いをいたしております。田部井校長先生におかれましては、すでに宮内庁側への働き掛けを進めているとお伺いをいたしております。

13ページにまいりまして。2月16日には、サホロ湖ワカサギの試験釣りを実施をいたしました。これは町民に限定をいたしまして、当日は101名の町民が参加をいたしまして、試験釣りが行われました。場所によって釣れる所と釣れない所の差が大きかったようでありますが、最高で250匹釣り上げた人がおられるようでありまして、平均的に25匹程度の釣り上げであったとお伺いをいたしております。

それから少しとびまして、15ページであります。2月の28日に、札幌で町の懸案事項の要請をいたしております。この中で、特に新得畜産試験場の改築の設計予算が3億6,100万円、道の新年度の予算で予定どおり決定をいたしまして、それらのお礼を兼ねて陳情いたしたところでございます。

以上であります。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

日程第3 議案第12号から議案第27号まで 町政執行方針 並びに提出議案説明

議長（湯浅 亮君） 日程第3、議案第12号から議案第27号までを議題といたします。

町政執行方針並びに提出議案の説明を求めます。町長、齊藤敏雄君。

[町長 齊藤敏雄君 登壇]

町長（齊藤敏雄君） 平成9年の第1回定例町議会が開催されるにあたりまして、町政の執行方針を申し上げます。

昨年は、社会、経済情勢の厳しい環境の中にあって、行政改革や地方分権の推進など、自治体を取り巻く諸課題が提起され、行政にかかる転換期の始動を感じさせられております。さらに、近年の少子化、高齢化の急速な進行や情報化の進展は、地域社会に大きな影響をもたらしており、その対応が求められております。一方、景気の動向は依然として低迷が続き、税収の伸び悩みなど、国、地方を通じ、その財政運営は深刻な状況にあります。こうした中で、本町は、第6期総合計画の「人が生き、人がやすらぐ、光と大地の町づくり」を基本として進めてまいりますが、限られた財源の重点的な配分と行

政改革に取り組み、行財政の健全化を目指してまいります。特に、21世紀を目前にした新しい時代に即応し、豊かで安心できる町づくりを推進するための施策を講じてまいります。以下、各分野ごとに申し上げます。

我が国は、急速な少子化、高齢化の進展に伴い、21世紀前半には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という、いまだ世界で経験したことのない超高齢社会を迎えようとしています。来るべく21世紀の高齢社会を誰もが安心して生きがいを持って暮らせる長寿福祉社会として、次世代に引き継いでいかなければなりません。このため、より身近な福祉施策の充実を目指してまいります。その主な内容は、在宅福祉の継続、推進であります。昨年は、在宅の寝たきり者等の介護者への手当を増額いたしました。が、新年度におきましても、屈足地区のディサービス待機者を解消させるため、トムラ登山学校とタイアップしたサテライトディサービスを実施いたします。

さらに、障害者計画の策定や重度身体障害者のかたがたに交通費の助成など、福祉の充実を図ります。

さらに、保健と福祉が連携を図り、総合的な保健福祉サービスを進めていくために、昨年2月より検討委員会を設けて協議しております保健福祉センターの建設につきましては、早期着工を目指し実施設計費を計上いたしました。

本町の敬老金は、社会に貢献した高齢の町民に対し、その長寿を祝福するため昭和44年度からスタートした本町独自の制度であります。新年度も、満年齢75歳以上の町民全員に年額2万円を支給してまいります。しかし、国民の平均寿命が平成6年には、男性76.57歳、女性82.98歳となり、まさに人生80年の時代に入っています。

このような状況から制度の見直しを行い、その財源をより有効な高齢者福祉施策に振り向けるべきとの指摘もあることから、今後10年間かけて、支給年齢を5歳引き上げ、80歳以上に見直す方で、平成10年度から実施したいと考えております。

新得町社会福祉協議会が昨年より実施しております、独居老人に対するふれあい昼食会と配食サービスにつきましては、福祉委員さんのご協力の下に、内容の充実を図りながら継続してまいります。

社会福祉法人厚生協会わかふじ寮が計画しております、身体障害者の授産施設と通所授産施設の整備につきましては、新年度におきましても宿泊棟と併せて作業棟の改築工事に着手できるよう進めておりますので、全面的な財政支援を行ってまいります。

養護老人ホームひまわり荘では、入所者の高齢化に加え重複疾病による病弱者も増えておりますので、入所者一人ひとりのケースに応じた援助と地域との積極的な関わりの中から、入所者それぞれの生きがいを見いだせるよう運営に努めてまいります。

幼児保育につきましては、昨年、新得保育所を改築しましたので、充実した保育を目指すとともに、園舎を地域にも開放し活用を図っております。また、子育て支援の施策につきましても研究、協議を行ってまいります。新得幼稚園で新年度から3歳児保育を始め、保育の充実を図るとともに、外構工事、屋外施設の整備を行います。また、屈足保育園の水洗化も実施いたします。なお、屈足へき地保育所で実施しております幼児給食を、新年度も引き続き試行の形で、5月から11月まで実施いたします。

豊かな人生を送るためには、生涯を通じた健康づくりが基礎となります。そのためには、適切な運動と均衡のとれた栄養、そして十分な休養が大切であります。このため、健康教育、各種相談、家庭訪問や各種検診などの保健施策についても、より一層充実させ、全町健康化の推進とその体制づくりに取り組みます。

救急医療体制につきましては、町内の医療機関のご理解の下に、24時間の救急医療体制を新年度におきましても継続してまいります。

国民健康保険は、創設以来、町民の医療の確保と健康保持増進に大きな貢献をいたしてまいりました。しかし、疾病構造の変化や高度の医療技術の進歩などにより医療費は伸び続けており、国保財政に深刻な影響を与えております。国保会計は、高齢者や年金生活者など負担能力の低い加入者の割合が高いことから、財政基盤がぜい弱でありますので、一般会計からの繰り入れを行いながら、新年度におきましては、若干の税率と限度額の引き上げを実施せざるを得ない状況となりました。昨年、まちづくり大会に併せて開催いたしましたふれあい健康まつりは、今後も国民健康保険総合健康づくり推進事業としまして継続実施いたします。さらに、保健、福祉、医療の連携を図りながら、町民が主体的に健康づくりに取り組む意識の高揚を図るとともに、元気な町づくりの推進と医療費の削減を目指します。また、医療費の適正化を図るためのレセプト点検の強化や収納率の向上対策などに努力してまいります。

昨年は、春耕期から異常気象により、小麦をはじめ農作物に被害をもたらし、農業経営の難しさを痛感した次第であります。特に、排水整備の遅れた農地に被害が表れ、基盤整備の重要性が再認識され、今後、一層、土地改良事業の推進に取り組んでまいります。近年の農業情勢は、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意以降、厳しいものがありますが、農家のかたがたの努力と関係機関の英知を結集し、最善の努力を図ってまいります。

畑作につきましては、小麦、豆類、甜菜、馬鈴しょを基幹作物といたしまして、生産性と品質の向上、基本技術の確立、さらに本町の特産作物であります蕎麦、ゆり根の作付け奨励、人参などを取り入れた多品種経営を図り、農業経営の安定を目指してまいります。また、昨年に引き続き高齢者向け農作物の振興と新規事業としてかん水事業を取り入れた野菜の試験研究に取り組んでまいります。さらに、農業経営の基本となる土壌診断、有機質還元事業など、新年度も継続して土づくりを奨励してまいります。

一方、農業経営改善等に活用されている農業振興資金及び基金も、昨年同様に貸付金利を2.5%とし、また農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化資金などの資金の活用の促進、さらに固定化負債の解消を図るため国、道の制度の活用と合わせて、町といたしましても利子補給を行い、経営安定に努めてまいります。

また、新年度から新規事業といたしまして、新規就農者及び国の制度の対象にならない農地拡大希望農家には、町と農協による共同事業といたしまして、2.5%の新規就農・農地拡充利子補給事業を実施いたします。

農業の基礎をなす基盤整備は、国営農地再編整備事業をはじめ道営草地整備改良事業、町単独の草地更新事業等により、明暗きょ排水、草地改良を積極的に進めてまいります。また、農道整備につきましては、昨年に引き続き佐幌東2線道路の改良工事、さらに酪農道の改良舗装、新規路線といたしまして南新得の集乳道の改良に着工してまいります。

昨年、8月に10名の長期の研修生を受け入れ開校いたしましたレディース・ファームスクールは、テレビ、新聞等により全国に紹介され、さらに全国各地から視察団などが本町を訪れるなど、予想以上の反響がありました。また、研修につきましても、地元を中心としまして受け入れ態勢をとっていただき、酪農、畑作の研修が当初の目的以上に成果を挙げることができましたことに深く感謝しているところであります。第1期卒業生は、引き続き5名が実習生として本町で働くことになり、さらに1名の卒業生が町

内で働きたいとの希望で、受け入れ農家と協議中であります。本年度は、全国から49名の希望者がいましたが、長期10名の研修生を決定し、短期も可能な限り入所させ、4月からの入学の準備を進めているところであります。今後も、地域のかたがた及び関係機関の一層のご協力を賜りたいと思います。

酪農につきましては、昨年、冷湿害の影響がありましたが、本町におきましては、計画乳量を8.7%も増量となるなど、価格の安定とともに酪農経営によりやく安定感が感じられます。また、昨年は、一昨年の酪農共同経営に引き続き、北新得地域でも若手酪農家による大型の共同経営がスタートし、町といたしましても経営安定に積極的に支援してまいります。

町営牧場も、酪農家の協力により、昨年は預託頭数が増加し、経営面でも順調に推移してきたところであります。新年度は、昨年度からまん延の恐れのある肺虫病の予防のため、運営委員会と協議し、放牧料金を20円値上げさせていただき、肺虫病などの牧野病の絶滅と町営牧場の健全経営を図ることにいたしました。また、近年の酪農規模の拡大に伴い酪農家の支援策といたしまして、新年度に哺育事業の研究に取り組んでまいります。

農業後継者の花嫁対策につきましては、地域の農業の活力を維持していくことや、後継者が良き伴侶を得て安心して農業経営に専念していただくためにも、十勝及び西部五町農業委員会主催の女性との交流事業に積極的に参加されるよう取り組んでまいります。さらに、結婚相談員及び各関係機関との連携を図りながら、後継者自身が主体となって自主的に企画行動する交流事業の実現に取り組んでまいります。また、新年度からは、結婚相談専門員制度を廃止し、広く町内外を問わず結婚を成立していただいたかた及び情報の提供をしていただいたかたで、結婚が成立した場合にはそれぞれ謝金を交付いたします。

林業を取り巻く環境は依然として厳しく、先行きの見えない状況にありますが、本町にとりましては重要な産業であり、林業に従事されるかたにとりましても重要な課題であります。一方、国有林野経営も非常に厳しい状況にありますが、安定的な事業の確保を要請しているところであります。また、民有林におきましても、昨年に引き続き国、道の政策を積極的に取り入れるとともに、町独自の資金援助及び補助制度により振興を図ってまいります。町有林野事業は、一般会計からの繰り入れが多額になり、計画的な事業推進と本来の独立採算性が困難になってきておりますので、新年度から町有林野事業特別会計を廃止し、一般会計へ組み入れます。今後は、現在の事業量の確保はもとより、林地の保全や自然環境に配慮した町有林野事業を進めてまいります。

新得町漁業生産組合に委託しております淡水魚ふ化養殖事業につきましては、組合がバイテクの特殊技術導入を図り、改良魚等の養殖、生産、刺身の出荷など意欲的に取り組んでおります。一方、水量不足による病害の発生や観光宿泊施設の景気低迷等によるあい路もあり、ここ数年間、売り上げは伸び悩みの傾向にあります。新年度は、養殖技術やオシロコマ等高級魚の生産と販路の拡大を図るため、生産組合への養殖技術研修費の助成、及び生漁運搬車の更新を実施いたします。内水面振興事業として進めてまいりました、東大雪湖、サホロ湖の遊漁につきましては、遊漁期間中の釣人の利用状況が若干ではございますが増加いたしております。これは、両湖兼用で使用できる共通券への改善及びレジャーの多様化、気象条件が要因と思われる。また、わかさぎのふ化場は、国、道の補助金を導入し完成いたします。新年度からは、生産組合にふ化場施設の

管理委託をいたしまして、サホロ湖がわかさぎ釣りのメッカとなりますよう進めてまいります。今後も、より一層、関係機関との連携を図り、計画的な稚魚の放流、漁場管理体制の強化に努め、魅力ある漁場づくりを目指してまいります。

国内の経済は長期の不況から、総じて穏やかながら回復の動きを続けたものの、先行きに対しては、公共投資の減少懸念などから慎重に見る向きがあるなど、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しいものがあります。今後は、国の総合的な経済対策による景気の回復を期待するところではありますが、個人消費及び雇用情勢が厳しい環境に加えて、消費税率の引き上げにも下押しされ、引き続き緩慢な回復に留まることが予想されます。いずれにいたしましても、こうした環境の中では、企業、商店自らが経営情勢を見極め、経営基盤の強化など将来の発展へつなげる方策を樹立させることが最も必要と考えられます。企業、商店の皆さんが、経営改善等、将来に向かって積極的にチャレンジするためにも信頼される商工会活動と事務局体制の充実に、町も強い支援をしてまいります。具体的には、町の現職の管理職ポストの職員を商工会事務局長として派遣し、また地域小売商業振興推進事業への補助、融資制度、利子補給など総合的に地域への活性化等を通して商工業の振興を図ってまいります。

株式会社新得酒造公社につきましては、操業10年の節目を迎え、この間、平成4年と6年の2回にわたり、町と雲海酒造株式会社で経営改善策を実施してきたところがあります。しかし、依然として経営の内容に好転が見られず、さらに新年度からは、酒税率の大幅アップが導入されるなど経営環境の悪化を乗り切るため、この抜本的改善として、4月から雲海酒造株式会社北海道工場として再スタートを切ることになりました。今後、町といたしましては、販売、消費拡大、出資金の整理、さらには建物、土地の譲渡に対し、全面的に協力し、株式会社新得酒造公社の吸収合併を期に、今後一層、サホロ焼酎が新得の地酒として定着し、発展されるよう期待するところがあります。

陶芸センターにつきましては、平成5年から専門指導員2名体制で講座内容の充実に図り、受講生に満足され、親しまれる陶芸センターとして、取り組んでまいりましたが、今後も新製品の開発、質の向上、増産を図り、しんとく焼きの普及に努力してまいります。

週休2日制が定着、週40時間労働時間制などによる休暇が増加する中で、最近の観光形態を見ますと、長引く景気低迷の影響などから、観光目的地は居住地から近く、旅行日程は短くというような状況に加えて、家族や小グループで楽しむ形態が増えてきております。本町は、多くの自然公園や多彩な観光資源に恵まれておりますので、観光施設の整備や観光協会、民間企業による企画、発案を中心として、関係機関が一体となり観光産業振興を積極的に進めてまいります。

改築から3年を経過いたしました国民宿舎東大雪荘は、道内外の観光、行楽客及び登山、露天風呂愛好者などに対し、秘境トムラウシ温泉の魅力や東大雪の大自然を十分満喫していただけますよう、今後もより一層努力してまいります。また、新年度には、宿舎の手前2橋の架け替えと併せわせまして、自然休養林内の駐車場を国と道の事業により改修する予定になっております。

町民の憩いの山であります町立自然公園、新得神社山の自然環境保全整備事業は、北海道が事業主体となり、町民の参画をいただきながら整備をしてまいりましたが、昨年度で完了いたしました。町は、後世にこの大切な神社山を財産として残していくために、3年を費やして整備されました施設等の管理を町民のかたの参画やご意見をいただき積

極的に進めてまいります。

北新得にあります旧根室本線の鉄道実験線跡地利用につきましては、昨年度、支障木や草刈り、整地等を実施し、町民のかたがたにも利用していただいております。幸い沿線地域のご理解もいただきましたので、町民のかたがたに喜ばれる、最もいい利用方法について検討してまいります。今年度は、昨年度に引き続き狩勝高原まで利用できますよう整備を図ってまいります。

サホロリゾートは、地元商工業者からの調達をはじめ、各種大会、イベントの参加、リゾート内施設の特別町民還元割引制度、地元旅館へのスキー合宿の斡旋等、地域振興に大きな役割を果たしております。町といたしましてはリゾートの健全な発展を期待し、側面的に協力をしてまいります。

道が主体となって整備を進めてきました、サホロ湖ダム活用促進事業は9年目の最終年度となっております。完成に伴い、釣りやカヌー、キャンプなどのアウトドアスポーツ愛好者のかたがたの利用、さらにリゾート観光客への利用方法についてPRの徹底を図り、利用度が高まるように進めてまいります。

四季ごとに実施しております観光イベントにつきましては、内容も充実され、町民の期待も高まってきており、年々、町民参加型のイベントとして定着してきております。今後は、イベントの内容の見直しと集約化を検討し、さらに魅力あるものとしていきます。

観光物産展につきましては、町の特産品の価値をより一層、消費者に十分に認識していただくことが、今後の消費、販売の拡大を図る上での方策と思われます。新年度も道内外で数多く開催されます各種物産展に民間企業と連携し、積極的に出展してまいります。

長引く不況の中で、地域経済を振興させていくことは極めて厳しいものがありますが、既存企業の育成強化と本町の立地環境に合った企業誘致に一層努力してまいりたいと思います。なお、屈足地域に大型コンクリート製品を製造する企業進出が予定されており、その実現に努力したいと思います。

地域経済を支える中小企業が発展していくためには、労働条件、労働福祉の取り組みが最も今日的課題となっております。労働時間短縮、週休二日制の導入、育児休暇制度などが勤労者にとって、働きがいやゆとりとして求める意識が高まっております。景気低迷の長期化は、特に季節労働者のかたがたへの影響が強く、就労の場の確保、高齢者再雇用への援護も今まで以上に求められております。勤労者福利の向上を図るためには、事業主や勤労者個々の自主的努力を基本としながら、町はゆとりある豊かな勤労者生活を目指し、労働相談、季節パート労働者に対する厚生費、低金利融資制度等に助成、貸付を引き続き実施してまいります。

道路関係の補助事業は、建設省所管の継続事業といたしまして、北新内線道路改良ほか2路線の道路改良舗装及び2路線の歩道設置工事を実施いたします。新規事業といたしましては、町道ユートムラウシ温泉入口の渓泉橋、溪流橋の2橋の架け替え整備をいたします。単独事業といたしましては、新得8号歩道整備ほか4路線の整備と宮下通改良の調査、設計を進めてまいります。国の事業といたしましては、狩勝峠8合目の拡幅工事と新得市街地の自歩道整備が実施されます。

河川関係では、道施工の継続事業といたしまして佐幌川局部改修及び新清橋の架け替え事業が本格化し、福山地区ヤス川砂防ダムが着手されます。都市計画関係では、佐幌

川左岸線の桜づつみ事業を引き続き行います。また、道道夕張新得線7号踏切アンダーパス事業が着手となります。

町営住宅では、西和、新生団地に高齢化社会に対応できる公営住宅16戸を建設いたします。既存住宅につきましても、水洗化を進めるなど鋭意住環境の改善に努め、住宅の適正管理と良質な住宅の確保を図ってまいります。

宅地開発では、屈足市街の振興策の一環といたしまして、緑町に6区画の宅地造成を行い、定住対策を図ってまいります。

上水道事業につきましては、低廉で安心して飲める水の安定供給が出来るよう業務を運営してまいります。4月から消費税が引き上げられるのに伴い、新たな負担となりますが、経常経費の節減など経営努力を行い、消費税につきましては、新年度は転嫁しないことといたしました。簡易水道、営農用水道の各事業につきましても、効率的な維持管理と適正な運営を図り、良質な水の供給に努力してまいります。

下水道事業では、供給開始3年目を迎えます屈足市街地は、昨年末で68%の地域が下水道を使用していただけることになりました。区域内での水洗化の普及率は185世帯で38.6%に達しました。今後とも、普及促進に向けて努力を重ねてまいります。新年度の工事といたしましては、新得地区は主に道路整備に伴います雨水管の整備を実施いたします。屈足地区につきましては、道道忠別清水線の21号から22号の間の新緑会、北星会の一部で污水管の整備を進め処理区域を拡大してまいります。

消防施設整備につきましては、昨年は、新得消防署の緊急自動車を高規格緊急自動車に更新、また新得消防団保有の消防用ホースを軽合金ワンタッチ式の金具に整備してまいります。昨年、火災通報受理件数は火事騒ぎを含め17件あり、種別では、建物11件、野火3件、車両1件、その他2件でありました。特異な火災としましては、12月14日午後10時過ぎに発生しました、屈足地区の木工場火災であります。悪天候にも関わらず、署、団員の迅速な出動と懸命なる消火活動により、他への延焼を防止することができました。今後とも、消防署、消防団が一丸となり、予防広報、防火査察の啓蒙活動に全力で取り組み、災害の未然防止に努めてまいります。

救急業務につきましては、昨年の出動件数197件、搬送人員199人で、いずれも出動件数、搬送人員ともに大幅に増加しており、特に急病人が最も多く、昨年は急病人搬送のうち65歳以上のかたが50%を占めております。新年度は、高齢者はもとより、地域住民を対象とした家庭における応急手当の普及啓発に努めてまいります。

防災体制につきましては、昨年、3か所に設置された地震観測計及び北海道総合行政情報ネットワークが、新年度から稼働いたします。自治体を結んだ情報、通信網が整備、充実されますので、災害時における効果が期待されます。また、防災計画につきましても、北海道防災計画の修正作業が完了いたしましたので、その基本方針と整合性を勘案いたしまして、本町におきましても見直しを行い、今日の実情に即した防災計画を策定してまいります。

平成8年の交通事故は、「スピードダウン・シートベルトの装着向上」のスローガンのもと、全道的な取り組みを行った結果、死者につきましては5年連続で日本一になりましたが、関係者の努力により発生件数、死傷者とも減少傾向にあります。本町におきましても、発生件数21件、傷者22人、死者はゼロといずれも減少しております。新年度は、「スピードダウンとシートベルト、2つのSで安全運転」を重点目標に、幼児から高齢者までの歩行者、運転者を対象とした実践的な交通安全講習を昨年に引き続き

実施し、交通事故を未然に防止するよう努力してまいります。

ごみ処理につきましては、今年の秋、供用開始いたします新しい処理施設に合致した収集態勢を、町民各位のご協力とご理解をいただきながら推進し、新しい処理施設の効率的な運用を図ってまいります。また、一般ごみの収集区域を現在の市街地や集落から農村部を含めた区域まで拡大し、要望に応えてまいります。容器包装リサイクル法に適應するリサイクルセンターの建設に向けて、基本計画の策定をいたします。

住民運動につきましては、町内会活動をより活性化するため要望の強い運営補助金を増額し、活動を支援してまいります。昨年町づくり大会は、国民健康保険総合健康づくり事業と共催し、時代を適格にとらえたテーマで、多くの町民の参加があり盛況のうちに開催されました。新年度も健康で明るい町づくりを推進する内容で開催いたします。町民各位のご協力をいただきながら推進しております花いっぱい運動は、新年度も公共施設にフラワーポットの増設など、全町公園化計画と連動し環境美化の推進に努力いたします。

創設して3年を経過いたしました夢基金は、現在まで11件の事業認定を行い、既存の補助制度を活用できない事業に取り組んでいただき、序々に浸透されてきておりますが、なお一層、広報活動などで周知を図り、町づくりの力となるよう援助してまいります。

21世紀も間近、国でも教育改革を最重点課題の一つとして位置付けています。町民一人ひとりがゆとりと潤いのある生活を享受できるように、生涯学習の観点から家庭、学校、地域がそれぞれのもつ教育機能を十分に発揮すると共に、学校教育と社会教育の連携をより一層深めながら教育行政を推進してまいります。

学校教育におきましては、たくましく生きる力を身につけた子どもの育成を目指し、自ら学ぶ意欲や思考力、表現力などの可能性を伸ばし、個性を生かす教育の充実を図ります。いじめ問題などに対しましては、基本的な人権尊重の精神を高め、学校や家庭において一人ひとりを大切に、他人を思いやる心の教育を重視し、未然防止に努めてまいります。

3年次を迎えた山村留学につきましては、年度によって留学生の変動はありますが、地域、学校の活性化のため、引き続き支援してまいります。

また、中卒者の減少が予想されるなか、地元高校の生徒確保は大きな地域課題でありますので、生徒、父母の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

サホロリバーサイドパークゴルフ場は、昨年、南コース18ホールをオープンし、新年度は平成7年に造成した北コース18ホールを期間限定して、日曜、祭日に開放したいと考えております。平成10年度からは、夜間も含め全面的に開放いたします。また、このパークゴルフ場の周囲に、町民のランニングや散策、さらにスポーツ合宿の里事業の推進のためにランニングコースを造成いたします。

長い間の懸案でありました町民温水プールは、新年度で着工、2か年間で建設し、平成10年7月にはオープンしたいと考えております。

トムラ登山学校につきましては、登山学校としての機能、研修、講習会内容の充実を図ると共に、若年層から高齢者までが軽装でも十分楽しめ、本町の東大雪など山岳の魅力を堪能できる観光登山の企画を積極的に取り入れたいと考えております。宿泊施設への相乗効果を十分上げるためには、パークゴルフ場、クライミングタワー、屈足湖のカヌーなどの観光施設の十分な活用とPRが必要と考えます。今後も堅実な経営が図られ

ますよう株式会社レイク・イン側と協議しながら進めてまいります。

なお、具体的には教育委員長から申し上げます。

町民参画の行政を推進する上で最も基本となるのは、町民に新鮮な情報を適確に伝えること、また、より広く多くの町民の生の声を収集し、町政に反映させることであります。新年度も町民に親しまれる広報紙づくりと「こんにちは町長です」や女性のかたに人気のある「エプロン座談会」、そして、多くの意見が寄せられる「まちづくりレター」等を重点とした広報活動に取り組んでまいります。さらに、マチの話題のほかに懸案事項や国、道と町の関わり、事業の進み具合等を適時に伝えながら町民の皆様から意見、提言をいただき紙面上で共に考え話し合う対話型広報広聴を目指してまいります。

「人が生き、人がやすらぐ、光と大地の町づくり」をテーマとした第6期総合計画は、第2年次目となります。いよいよ21世紀の本格的な高齢社会と地方分権の時代が併行して間近に迫っております。これに加え新たな社会的課題は少子化社会であり、地方自治体といたしましても人口減少社会対策にシフト変えが必要となってきております。このような時代背景の中で、住民の満足度をどう高めていくか、町づくりの真価が問われる時代と言われており、従来 of 慣行や前例に捕われず、町民の立場の視点に立って新しい町づくりを目指していきたいと思っております。

行政組織、運営に当たりましては、多様化、高度化する行政需要に的確に対応し、常に町民の期待に応えていかなければなりません。このためには、町民の視点に立った行政サービスの維持向上を図り、簡素で効果的な執行体制をより一層進めてまいります。

さらに、事務の効率化、迅速化を図るため総合行政情報システムによるパソコンなどのOA機器を導入いたしますが、一部、電算システムを8月1日から稼働する計画といたしております。また、個人情報の保護などに留意をいたしながら、情報基盤も整備してまいります。

さて、当面いたします本町の重要懸案事業の実現に向け、関係機関、諸団体へ積極的に要請運動を続けてまいります。その主な項目の概要について申し上げます。農林水産部門では、新得畜産試験場の再編、整備、拡充が当初予定されている計画どおり推進されますよう継続して要請してまいります。また、美蔓地区国営かんがい排水事業は、平成20年までの長期にわたる大型事業であり、本町にとりましても、より効果的なものになるよう計画変更等について要請してまいります。林野庁における行政改革では、全国規模での統廃合の考えがあるようですので、綿密に情報収集をしながら、新得営林署存続に向け町を挙げて取り組んでまいります。建設部門では、国道38号線市街地区自歩道の拡充整備工事が着工されましたので、町のイメージアップを図るうえからも、この際、歩道の街灯の設置を町単独事業で実施することにいたします。主要道道夕張新得線につきましては、道予算に調査費が計上される予定ですので、1日も早く工事着工の運びとなりますよう関係市町村が一丸となって運動を進めてまいります。道道忠別清水線は、トムラウシ温泉までの整備が重要課題であり、併せて屈足市街地区の道路歩道整備も急務でありますので、引き続き道に要請してまいります。また、電源のマチとしまして、岩松発電所の増設及び下岩松地区の水力発電所建設が最も重要な課題といえます。電力の安定供給と地域の活性化対策にも必要なところであり、引き続き北海道電力に強く陳情してまいります。保健福祉部門では、関係町と連携を図りながら新得保健所の存続に努力してまいります。

町づくりの中心となり不可欠となる施策としまして、五つのプロジェクトをそれぞれ

の担当課で取り組んでおりますが、今、緊急課題といたしまして「少子化対策」、「屈足振興対策」、「定住対策」に重点を置かなければならないと考えており、庁内において検討を加えております。具体的な施策が固まり次第、議員の皆様、町民の皆様にお示しし、ご意見とご協力をいただく予定であります。

次に財政について申し上げます。町税は、全体といたしまして、税額で前年当初に対比し、4.7%の減になっております。このうち、個人町民税は、総所得金額の87.7%を占める給与所得が前年度特別減税後の対比税額で2.4%の減となっております。前年度までの特別減税が終了するものの、給与、農業所得等の所得が望めず全体で0.6%の減となっております。

また、法人分では、電力関係の設備投資、建設関係では公共工事の先細り傾向等、状況は厳しいことから、15.4%の減となります。固定資産税は、一般分では、土地の評価替えによる伸びは5.9%増となりますが、家屋におきましては4.1%の減となります。また、償却資産は減価償却による減が、6.9%となりますので、一般分では4.4%の減となります。次に、北電などの配分資産は、減価償却で6.5%の減となり、全体では5.5%の減となります。以下、軽自動車税などの諸税につきましては、前年度の実績を勘案いたしまして、計上いたしました。

地方交付税のうち普通地方交付税につきましては、前年度当初から4.1%の伸びで計上しております。

使用料等の受益者負担分に係るものにつきましては、かねてから検討を進めてまいりまして新年度から一部引き上げを予定しております。また、消費税につきましては、現行内税方式を採用しておりますが、国は4月から5%に引き上げられることとなりますので、町といたしましても直接的に転嫁されていくものについてのみ、負担していただくことで考えております。

町債につきましては、前年度当初並みの9億8,450万円ほど見込んでおります。このうち約60.8%は国の財源補てんが見込まれる予定です。公債費比率は、9.8%程度と推計いたしております。歳出につきましては、事業の優先度、緊急度を考え計上いたしております。この結果、一般会計では、総額85億5,982万3,000円で、前年度当初に比べ0.9%の微増となります。また、特別会計では、前年度当初比で2億1,300万3,000円減の総額22億4,731万5,000円となっております。

以上、住民のニーズや行政需要を踏まえながら、住民の生活基盤であります福祉と生活環境を重点に整備をいたします。さらに、農業、地域経済の振興に努めて町の活性化を図ってまいります。厳しい財政事情ではありますが、健全財政に意を注ぎながら積極型の予算を編成いたしました。町民皆様の英知と町政参画をいただきながら、開拓100年の基礎を築く年となるように全力を傾注し、より一層、明るく、豊かで、住みよい町づくりのために誠心誠意、努力してまいる決意であります。町議会議員各位並びに、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、町政執行方針の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。11時20分までといたします。

（宣言 11時09分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 11時21分）

議長（湯浅 亮君） 教育行政方針について説明を求めます。教育委員会委員長、高久教雄君。

〔教育委員会委員長 高久教雄君 登壇〕

教育委員会委員長（高久教雄君） 平成9年定例第1回町議会が開催されるに当たり、所管いたします教育行政の執行方針について申し上げます。

中央教育審議会は、昨年7月の第1次答申に引き続き、21世紀を展望した我が国の教育の在り方を審議中であり、教育改革が国の重要課題の一つとなっています。今日、社会のあらゆる場面において急激な変化が進み、教育においては時代の変化に柔軟かつ的確に対応し、国際社会の発展に貢献できる、心豊かで思いやりのあるたくましい人づくりが求められております。そのためには、本町の恵まれた自然や歴史、文化を生かし、町民一人ひとりがうるおいのある生活を享受できるように、生涯学習の観点に立った教育行政を進める必要があります。教育委員会といたしましては、新得町教育目標に示された基本理念実現のために、新得町第6期総合計画と第2次新得町社会教育中期計画を基本に、学校教育と社会教育を積極的に推進すると共に、当面する諸課題にも適切に対応しながら、諸般の施策を進めてまいります。以下、各分野ごとに申し上げます。

学校教育。学校教育におきましては、個性を尊重し、正義感や公正さ、思いやりの心を育むと共に、社会の変化に主体的に対応し、たくましく生きていくために必要な資質や能力、態度などを重視する教育活動を進めてまいります。そのためには、家庭、学校、地域社会が幅広く連携を図り、相互に補完しつつ、一体となって今日的教育課題に取り組み、明るく生き生きとした児童・生徒を育てる教育を目指してまいります。まず、教育環境の整備では、教材教具などの消耗品を充実し、父母負担の軽減を図るほか、教育施設、設備の整備を行います。主なものといたしましては、新得小学校ではグラウンド東側の屋外便所の改築、普通教室カーテン及び黒板の年次更新、スポットライトの購入などを行います。情報教育充実のために、佐幌小学校にパソコンを整備し、上佐幌小学校には物置の移設とグラウンド南側に排水溝を設置いたします。屈足南小学校は、バックネットの更新と電話設備の改修を、屈足小学校は印刷機を更新し、校内業務の円滑化を図ります。富村牛小・中学校は、水道設備の改修と教室カーテンの更新、防寒対策のため教室及び廊下窓をサッシ化いたします。また、佐幌小学校、上佐幌小学校、富村牛小・中学校の視聴覚機器の更新を行い、効率的な活用を図ってまいります。新得中学校は、廊下窓の改修、会議室、生徒会室などの机、椅子の整備のほか、屈足中学校は玄関タイルの改修と屋体暖房機を更新し、学習しやすい環境づくりに努めてまいります。また、新年度は、新得中学校と屈足中学校が開校50周年を迎え、それぞれ記念事業を計画しておりますので、町としても側面的に支援をしてまいります。

町教育研究所におきましては、コンピュータ教育の研究、福祉読本を活用した教育の

実践など、当面する教育課題に積極的に取り組みます。また、地域素材を活用した自然、勤労体験学習や特色ある郷土学習を推進してまいります。

山村留学事業は、恵まれた自然の中で都会と山村との交流を図り、親子で楽しみながら学べる自然教育の場となっております。新年度は、継続を含め3世帯5人の申し込みがありましたので、学校や地域との連携を深めながら支援してまいります。

いじめ問題は、児童・生徒の健全な成長に大きな影響を及ぼしますので、学校と家庭、地域が一体となって未然防止に取り組むことが必要であります。学校におきましては、一人ひとりが楽しく学び、生き生きと活動できることを基本に、自主性を育み、他人を思いやる心豊かな児童・生徒の育成を主眼に教育活動を進め、基本的人権の尊重、生命の大切さや生きる力を育てる指導を繰り返し徹底いたします。特に、子どもたち同士がお互いの個性や価値観を尊重し、差異を認め合う態度の育成や円満な人格形成、社会性のかん養などに力を入れてまいります。

学校不適応などには、校内指導体制を確立すると共に、家庭や相談機関との連携を図り、児童・生徒の側に立った適切な援助が必要であります。また、教師と児童・生徒との信頼関係を確立し、一人ひとりが自分の良さを見出し、存在感や充実感を味わうことのできる指導に努めてまいります。

特殊教育では、平成8年4月からことばの教室が通級指導制に移行し、児童・生徒が普通学級に在籍しながら言語指導を受けることができるようになりましたので、新年度もその主旨を啓発し、対象者の早期発見、早期治療に努めてまいります。

杉の子学級振興基金の運用利息は、新得小学校の特殊学級用備品に活用させていただきます。

児童・生徒のスポーツ活動では、中体連などの各種大会で健闘、その活躍する姿が後輩の大きな励みになっております。新年度も自主的な活動を助長し、部活動やスポーツ少年団の活動を一層充実させ、心身ともにたくましい児童・生徒の育成に努めてまいります。

新得高校につきましては、平成9年度公立高校適正配置計画で、入学者が31名以上となった場合の特例2間口が認められることになりましたが、引き続き中卒者の減少が予想されますので、今後とも予断が許さない状況にあります。このため、新得高校振興会や地域との協力関係をより緊密にし、2間口生徒の確保と特徴ある学校づくりのため、可能な限り協力、支援をしてまいりたいと考えております。また、高校におきましては、PTAや中学校との連携を図る一方、課外講習、インターネットを活用した情報教育など、魅力ある学校づくりに努めてまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

学校週5日制は、平成7年度から月2回となり、平成15年度には完全5日制へと移行が想定されております。学校と家庭、地域がそれぞれの持つ教育機能を発揮し合い、円滑な推進を図る必要があります。学校においても、教育内容の厳選やスリム化を引き続き推し進め、ゆとりのある教育を展開できるよう努力してまいります。

教員住宅におきましては、大規模改修や下水道排水設備工事のほか、車庫並びに物置を年次計画で整備をしてまいります。充実した学校教育のためには、その担い手である教職員の資質向上が不可欠です。日常の授業実践を基盤とした自己研鑽、校内研修の充実、指導主事の活用、各種研修会への積極的参加などにより、教育者としての視野と専門性を高めると共に、危機管理などの実践的指導力の向上に努めてまいります。

社会教育。今日の社会変化の激しい時代にあって、その変化に対応し、町民一人ひとりが自発的に生涯学習への関心を高め、学習活動、芸術文化活動、スポーツ活動を支援する環境や条件を整備する必要があります。このための施設、設備の充実など社会教育をより一層推進してまいります。

平成11年の開町100年に向けた事業の一環として、新得町の行進曲の作曲を委託し、ジュニア吹奏楽団のオリジナル曲として、記念事業の中での演奏を計画いたしました。

歴史的な価値が高いと指定した名木の健康診断を実施し、今後の具体的な保全対策に役立ててまいります。

郷土研究会が本町の郷土史の調査研究を続け、資料としてまとめ、郷土第5号として発刊を計画しておりますので助成をいたします。

文化芸術活動の推進については、その拠点であります町公民館、新内ホール、さわやかホールなどの施設機能を活かした文化事業の提供に努めます。4年間継続して実施してまいりました全道展は、新年度から移動展が中止になりましたので、道展の移動展を計画いたします。

本年は憲法が施行して50周年に当たりますので、憲法記念事業のテーマに設定して実施いたします。

昭和48年から実施しております海外研修事業は、時代の推移と共に制度の見直しが必要となってまいりましたので、新年度の派遣事業は見合わせ、時代に即した研修制度を検討いたします。

町民大学は、生涯学習の推進に向けて、学校との相互連携の強化や講師謝金の増額により講座の充実を図り、町民の多様な学習ニーズに応えてまいります。

外国人英語指導助手は、この7月で着任して3年が経過いたしますが、引き続き雇用すると共に、国際交流事業を新設して、国際理解の向上に努めてまいります。

社会体育。スポーツ活動は、健康や生きがいへの関心が高まり、健康を意識した多様なスポーツを求めています。幼児から高齢者まで、町民だれでもがスポーツに親しめるよう、施設、設備の充実、指導者の育成を図り、より一層生涯スポーツを推進してまいります。新年度は、町民大運動会が第50回を迎えますので、記念大会として実施するほか、地区単位のスポーツ大会を開催していただき、スポーツを通して地域の振興と活性化を図れるよう、援助制度を新設いたします。本町でだれもが出来る軽スポーツとして考案いたしましたフロアーカーリングは、昨年、初めての大会を開催するなど、普及活動を行ってまいりましたが、さらに広く町外へも普及、発信するため、紹介用のパンフレットやビデオを作成いたします。

屈足クロスカントリースキースポーツ少年団は、地域の指導者に支えられ、積極的な活動を続けておりますが、スノーモービルが老朽化しましたので、新たに購入して活動を支援するほか、歩くスキーのコース作りにも活用してまいります。

社会教育施設。サホロリバーサイドパークゴルフ場は、昨年、南コースの18ホールをオープンし、北コースと芝生広場の芝生の育成と町民のかたがたより寄贈いただいて植栽工事を行いました。本年は、北コースも期間を限定して、日曜日、祭日に開放するほか、長期的な視野に立った樹木の植栽、管理道路の整備や芝生の養育に努め、全道に誇れるパークゴルフ場にしております。また、周囲にランニングコースを造成して、町民のランニングや散策のニーズに応えるほか、誘致しております実業団陸上部の練習

コースとしても活用して、スポーツ合宿の里事業の振興を図ってまいります。

本町の屋外社会体育施設の整備は、昭和44年の新得運動公園の野球場を手始めに、管内でも先駆けて実施してまいりましたが、施設の老朽化と共に時代の要求する施設の設置が課題となっております。このため、昨年10月に検討委員会を設置し検討しておりますが、計画的に整備を進められるように、新年度は長期的な視野に立った施設の整備計画を立てたいと考えております。課題でありますサッカー場の建設につきましては、用地のめどがつきしだい、早期に建設に着手することといたします。

準備を進めてまいりました町民温水プールは、新年度と来年度の2か年間で建設工事を行い、平成10年7月オープンしたいと考えております。建設に当たっては、維持、管理費の少ない施設、設備、効率的な管理運営に配慮すると共に、町民が水泳を通して幅広く健康づくりに利用できるようにしてまいります。また、町民大学などで各種講座を充実して、多くの町民に利用いただけるよう努めてまいります。

その他、社会体育施設におきましても、備品の更新や充実を図り、生涯スポーツ活動を支援してまいります。

また、新得山スキー場の夜間照明設備は、昭和48年度に設置したもので、老朽化が進み改修が必要になっておりますが、利用者が極端に減少しておりますため、廃止する方向で検討を進めたいと考えております。この場合、シーズン券にナイター料金も関連しておりますので、利用料金の見直しも並行して検討することにいたします。

図書館。オフィスコンピューター導入から5年。パソコンへの切り替えを行い、経費の節減を図るほか、蔵書検索など利用者へのサービス向上に役立ててまいります。町民の読書ニーズに応えるため蔵書の充実を図るほか、図書館に来ることのできない高齢者や障害者のために宅配サービスを開始、より一層サービスの向上に努めてまいります。

学校給食。学校給食費は、平成4年の改定以来、創意工夫に努力をして据え置いてまいりましたが、消費税の引き上げと牛乳、パン、麺類など主食関係の値上がりに対応し、5年ぶりに改定することになりました。消費税2%転嫁を含め、小・中学校平均で4.7%引き上げ、1食当たり小学校で187円60銭を195円に、中学校219円96銭を230円とし、給食内容の維持に努めたいと思いますので、ご理解をお願いを申し上げます。また、病原性大腸菌O-157をはじめとした食中毒予防対策として、調理場の施設整備と部分改修を行い、より衛生管理に配慮すると共に、栄養バランスのとれた献立を基本に、安全で自然な味を大切に魅力ある学校給食に心掛けてまいりたいと存じます。

以上、平成9年度の教育行政の執行に当たっての、主要な考え方について申し上げますが、関係者一同全力を傾け、本町教育の発展、向上に努力してまいりますので、町議会議員各位と町民の皆様のご理解ご協力を賜りますように、切にお願い申し上げます。説明を終わらせていただきたいと思います。

[教育委員会委員長 高久教雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これをもって、町政執行方針並びに提出議案の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号から議案第27号までの議案については、

議長を除く18名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第27号までの議案については、議長を除く18名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(湯浅 亮君) 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役(高橋一郎君) 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会のご意見を求めたくご説明申し上げます。

候補者として推薦するかたは、新得町3条南2丁目8番地にお住まいの中村安治さん68歳でございます。中村さんは、昭和60年以来、12年間、人権擁護委員の職にありまして、町民の信頼も厚いかたでございますので、引き続き再任をお願い申し上げたく推薦するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 説明が終わりました。本件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、推薦することとし、答申したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦については推薦することに異議がないと答申することに決しました。

日程第5 議案第1号 辺地に係る総合整備計画の変更について

議長(湯浅 亮君) 日程第5、議案第1号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。企画調整課長、鈴木政輝君。

[企画調整課長 鈴木政輝君 登壇]

企画調整課長(鈴木政輝君) 議案第1号、辺地に係る総合整備計画の変更についてご説明いたします。

辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、新内辺地に係る公共施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するものであります。裏面をご覧ください。総合整備計画の変更は、3、公共施設の整備計画としまして、観光レクリエーション施設、キャンプ場の整備の事業費1,186万5,00

0円を1,887万9,000円に。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1,110万円を1,720万円にするものであります。なお、ご承知のこととは思いますが、辺地債は元利償還金の80%を普通交付税の需要額に算入されるものであります。平成9年2月10日付けで知事との事前協議は整っております。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

[企画調整課長 鈴木政輝君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 一応、これ700万円程度増えるということになりますが。単なる金銭的なものなのか、事業の内容が少し変わるからこれだけ700万程度変わると思うんですが。どういう具合に変わるのかご説明お願いいたします。

議長(湯浅 亮君) 企画調整課長、鈴木政輝君。

企画調整課長(鈴木政輝君) まだ、この辺地債につきましては、起債を受ける事業の場合については、この総合計画を作らなければならないという内容でございます。それは単年度ではなくて、計画をした年度から最終年度までの間において変更する場合については、その内容を変更しなければならないという規定でございまして、事業は平成7年度で予定していた全体の事業費1,186万5,000円から現在の金額に変更したわけですが、トータル的に工事の内容が若干増えてきたということで事業費が上がってきたと、そのために起債も併せて増えてきたという内容でございます。

議長(湯浅 亮君) 8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) その内容が増えたから、もちろん金額が増えるんですけども。その内容、どういうものが増えたのかという質問なんですけれども。

議長(湯浅 亮君) 企画調整課長、鈴木政輝君。

企画調整課長(鈴木政輝君) 本体工事の面積が増えたわけですが。芝造成工事の面積が増えたために事業費が上がったということでございます。

議長(湯浅 亮君) ほかに。これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長(湯浅 亮君) 日程第6、議案第2号、特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。農林課長、小森俊雄君。

[農林課長 小森俊雄君 登壇]

農林課長（小森俊雄君） 議案第2号の特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

1枚を開いていただきまして、裏に提案理由が書いてございますけれども、本会計につきましては、一般会計から近年、繰入金が多額になっておりまして、計画的な事業の推進と本来の独立採算制であります制度が困難になってきたためにですね、町有林野事業特別会計を廃止し、行政事務の効率的運営を図るものでございます。元に戻っていただきまして、条例の改正のご説明を申し上げたいと思いますけれども、特別会計設置条例（昭和39年の条例第11号）の一部を次のように改正するというところでございます。第1条中の第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までをそれぞれ1号ずつ繰り上げするとなっております。附則といたしましては、1、この条例は平成9年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、この改正条例の施行前、町有林野事業特別会計をもって経理した町有林野事業に係る歳入及び歳出は、出納の閉鎖日まではなお従前の例によるものとし、剰余金は平成9年度一般会計に繰り入れすることでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

〔農林課長 小森俊雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 町有林野事業基金条例を廃止する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、議案第3号、町有林野事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。農林課長、小森俊雄君。

〔農林課長 小森俊雄君 登壇〕

農林課長（小森俊雄君） 議案第3号について、町有林野事業基金条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

先程ご審議いただきました第2号と関連ございますけれども、町有林野事業特別会計の廃止に伴いまして、町有林野事業基金条例を廃止するものでございます。町有林野事業基金条例（昭和39年条例第20号）を廃止する。附則につきましては、この条例は平成9年4月1日から施行する。以上でございます。

ご審議の程をよろしく願います。

[農林課長 小森俊雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(湯浅 亮君) ここで暫時休憩をいたします。1時までとさせていただきます。
(宣言 11時58分)

議長(湯浅 亮君) 休憩を解き再開いたします。

(宣言 13時00分)

日程第8 議案第4号 財産の処分について

議長(湯浅 亮君) 日程第8、議案第4号、財産の処分についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。商工観光課長、清水輝男君。

[商工観光課長 清水輝男君 登壇]

商工観光課長(清水輝男君) 議案第4号、財産の処分についてご説明申し上げます。

次のとおり財産を売却する。1、売却物件であります。(1)、土地につきましては、所在地、新得町字新内西4線180番11ほか7筆でございます。地目は、雑種地が2筆4,522㎡、山林が3筆4,375㎡、宅地が3筆5,856.48㎡、合わせまして8筆の14,753.48㎡であります。(2)の建物であります。所在地につきましては、新得町字新内639番地の2、同じく638番地、字新内西5線194番地の1であります。種別は、工場、構造は鉄筋コンクリート造陸屋根4階建、面積につきましては延べ1,482.63㎡でございます。この本体と併せまして、付属建物といたしまして、種別、排水処理場、構造、鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建、面積50.69㎡、種別、廃液貯蔵庫、構造、鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ板葺平屋建、面積33.48㎡であります。次に、所在地、新得町字新内639番地の12であります。種別、管理事務所、構造は鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、面積につきましては延べ335.27㎡であります。合わせまして、工場、付属建物、管理事務所の4棟で、延べ面積で1,902.07㎡となっております。2の売却方法であります。随意契約で行います。3の売却予定価格であります。1億円を予定しております。4の売却の相手方であり

ますが、新得町字新内639番地2、株式会社新得酒造公社、代表取締役中島美幸であります。次ページに図面を添付させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

[商工観光課長 清水輝男君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 財産の処分なんです。一応、予定価格1億円ということなんです。これに付随しまして、民間に売ってしまうということは、どうしても絡んでくるのが補助金の償還の問題であります。この議題にはその分、はいつてませんが。これ実は、1億円というのは、建物売却のみのものであって、あとの補助金の返還については別に協議をするというふうに理解をしいいんでしょうか。

議長(湯浅 亮君) 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長(清水輝男君) お答えいたします。

今回の1億円につきましては、建物と土地のみでございます。今、ご質問の補助金の関係につきましては、今、事務整理の段階でございますので、別途、額の決定になった段階で、また、ご協議させていただきます。

議長(湯浅 亮君) 8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) そういうことであれば、まだこれから協議する余地、決まっているのか、余地があるのかどうか分かりませんが、これはこれでいいんですけれども。ただ、先程、行政報告でありましたように、町長はですね、相手方の交渉の話の中で、一切の負債は雲海酒造株式会社の方で持ちますよと、そういうことありますから、補助金というのはですね、使ってる場合は別にそうではないんですけれども、違う用途にした場合、それは負債変わってしまうんですね、現実的に。それを考慮に入れながら、これからよろしく願いいたします。

議長(湯浅 亮君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 平成8年度新得町一般会計補正予算

議長(湯浅 亮君) 日程第9、議案第5号、平成8年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役（高橋一郎君） 議案第5号、平成8年度新得町一般会計補正予算、第5号についてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,990万8,000円を追加いたしまして、予算総額を89億6,482万3,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の変更でございまして、第2表の債務負担行為補正によるものでございます。

第3条、地方債の追加、廃止及び変更は、第3表の地方債補正によるものでございます。

20ページの歳出をお開きいただきたいと思います。

主なものをご説明申し上げたいと思います。今回の補正は、年度末でもございますので、事業等の完了に伴いまして予算の執行残、不用額等を各款にわたって整理いたしております。その主なものといたしましては、2款の総務費の財産管理費ではJRの宿舍及び用地の購入費を計上いたしております。

21ページの企画費では、地方生活バス路線の維持費の補助金を計上いたしております。公共施設整備基金費では基金の積み立て、それから住民活動費においても夢基金の積み立てをそれぞれ計上いたしております。

22ページ、諸費でございまして。平成5年度のへき地教員宿舍整備事業補助金の返還金を計上いたしております。

少し飛びまして、25ページをお開きいただきたいと思います。3款の民生費の老人ホーム費では、今年4月からの消費税率の引き上げに伴いまして、臨時福祉給付金が支給されることとなりましたので、これを財源といたしまして入所者の被服及び施設用の備品の購入費を計上いたしております。また、常設保育所費では、寄附をいただきましたので保育用備品の購入費を計上しております。

4款の衛生費から農林水産費、さらに33ページに至ります商工費にかけまして、これらは執行残、あるいは不用額の整理をいたしております。

35ページ、土木費の住宅建設費でございまして、これは次の36ページに書いてありますが、東進団地の公営住宅基本及び実施設計が10年度に変更となりましたので、この設計委託料を減額いたしております。

37ページでございまして。教育費の中学校費では、寄附をいただいておりますので、屈足中学校の図書購入費を計上いたしております。38ページの登山学校費では、年度末のための学校経費を精査いたしまして、この管理委託料を減額いたしております。

11款の公債費では、7年度借入分の長期債利子の確定と一時借入金利子の実績見込みによりまして、それぞれ減額いたしております。

40ページの12款の諸支出金の諸費では、歳入でも同額計上いたしておりますが、畜産振興公社事故共済金の交付金を計上いたしております。

以上で歳出を終わらしていただきまして、前に戻っていただきまして、8ページ、歳入をお開きいただきたいと思います。

1款の町税では、それぞれ確定見込みで補正いたしております。

9ページの4款、ゴルフ場利用税からずっとまいりまして12ページの国庫支出金並びに道支出金まで、それぞれ今年度の確定見込みによる補正でございまして。

14ページでございまして。13款の財産収入の補正では、基金利子の補正と酒造公社用の土地、建物の売り払い収入を計上いたしました。

14款の寄附金では、夢基金用として渡辺千代子さん、駒木嗣雄さん、また保健福祉センター建設事業用として田部君子さんから、新得保育所備品購入用といたしまして清野太禅さんから、また屈足中学校の図書購入用といたしまして、富山県の桜井千代乃さん、鈴木聖さん、欣二さんから、それぞれご寄附をいただいておりますので、計上いたしております。

15ページでございますが。15款の繰入金では、土地改良施設の整備基金以下3基金をそれぞれ減額いたしております。

17ページでございますが。諸収入の雑入では、畜産振興公社での自動車損害保険金の支払いを受けまして、400万円を増額補正いたしております。

18款の町債では、許可予定額でそれぞれ補正いたしております。

前に戻っていただきまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為補正でございますが、これは変更といたしまして農業経営基盤強化資金利子補給の補正でございます。

5ページの第3表の地方債補正でございますが。これは追加及び廃止といたしましてそれぞれ2事業、変更といたしまして21事業の補正でございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 20ページの公有財産購入費なんですが。JR宿舍、これ購入するわけですが。目的があるから購入するんだろうけれども。何の目的で購入するのか、ご説明お願いいたします。

それとですね、24ページ、緊急通報システムなんですが。これ執行残212万、これ非常にちょっと多いわけなんですが。これ必要だと行政が思っているんだろうけれども、実際、使う側の人が必要だと思ってないからね、取り付けない、希望がないのか、それともまだPR不足なのか、その当たりちょっと説明お願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 企画調整課長、鈴木政輝君。

企画調整課長（鈴木政輝君） お答えいたします。

財産の取得でございますが、かねてから議会の中でも住宅対策についてのご質問がございまして、空き家等についての有効活用が図れるのであれば取得してはどうかという話がございまして、JRとの協議がだいたい整いました。1棟4戸建てで、町の住宅対策用として取得をしていきたいと。併せて、土地についても取得を図っていきたいという考えで、今回、計上させていただきます。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 緊急通報システムの関係ですけれども。現在、確か96台設置されていると思いますけれども。本年のですね、13か4台付けたんですけれども、全部、新規に設置しなくて、いわゆる廃止になりまして、亡くなって移動する設置台数の方が多かったもんですから、新たに設置する部分が工事費が少なくなったもんで、今回、減額する分でございます。ご指摘のとおり、現在、それぞれ緊急通報システムを説明してるわけですけれども、お年寄りのかたが、まだそういったものに世話になりたくないということで断られるケースが相当ございました。今、内部で検討しておりますのは、あくまでも独居老人でなくて、どちらかが障害を持っている高齢者の世帯に

ついても、これから検討していこうということで、範囲を広げながら、今後、緊急通報システムを理解してもらうように、今後も努力したいと思います。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 平成8年度新得町町有林野事業特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第10、議案第6号、平成8年度新得町町有林野事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役（高橋一郎君） 議案第6号、平成8年度新得町町有林野事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入、歳出それぞれ692万1,000円を減額いたしまして、予算の総額を1億2,098万円とするものでございます。

6ページの歳出をお開き願います。

今回の補正は、年度末でもございますので、各事業等の完了に伴いまして、予算の執行残、あるいは不用額の整理をいたしております。

前に戻っていただきまして、4ページの歳入をお開き願います。

1款の道支出金、あるいは2款の財産収入では、今年度の事業の確定見込みによる補正でございます。

5ページ、繰入金でございますが。基金繰入金では、3月末をもって町有林野事業基金を廃止いたしますので、この保有額全額の繰り入れを計上いたしております。

5款の諸収入でございますが、9月定例議会におきましてご報告いたしました立木の誤伐に伴う弁償金を計上いたしております。

なお、収支の減額分につきましては、一般会計繰入金で財源調整をいたしております。以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 平成8年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

議長(湯浅 亮君) 日程第11、議案第7号、平成8年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役(高橋一郎君) 議案第7号、平成8年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入、歳出それぞれ3,151万円を減額いたしまして、予算の総額を6億142万8,000円とするものでございます。

7ページの歳出でございますが。

保険給付費、並びに8ページの保健事業費では、これも今年度の実績見込みによる補正でございます。

9ページの基金積立金では、利子積み立ての補正を行っております。

前に戻っていただきまして、4ページの歳入をお開き願いたいと思います。

1款の国民健康保険税以下、国庫支出金、療養給付費交付金、あるいは5ページの共同事業交付金、財産収入、諸収入、いずれも財源確定による補正でございます。

なお、財源調整は一般会計繰入金で行っております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 8 号 平成 8 年度新得町老人保健特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 2、議案第 8 号、平成 8 年度新得町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役（高橋一郎君） 議案第 8 号、平成 8 年度新得町老人保健特別会計補正予算、第 2 号についてご説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入、歳出それぞれ 6,436 万 4,000 円を減額いたしまして、予算の総額を 9 億 7,978 万 2,000 円とするものでございます。

6 ページの歳出をお開きいただきたいと思います。

歳出では、今年度の医療費及び審査支払手数料の実績見込みが確定いたしましたので、この補正でございます。

前に戻っていただきまして、4 ページの歳入でございますが。これにつきましても、決算見込額によりましてそれぞれ補正いたしております。

なお、財源調整は一般会計繰入金で行っております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第 8 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 9 号 平成 8 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 3、議案第 9 号、平成 8 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役（高橋一郎君） 議案第 9 号、平成 8 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第 2 号についてご説明申し上げます。

今回の補正では、予算総額の増減はございません。

歳入、歳出とも、財源の異動のみの補正でございます。

4ページの歳入でございますが、使用料及び手数料では、サホロリゾート関連施設の超過料金が予定していましたより下回ったものでございますので、水道使用料を減額いたしております。

なお、減額分と同額を一般会計繰入金で増額いたしまして、この財源調整をいたしております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 平成8年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第14、議案第10号、平成8年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役（高橋一郎君） 議案第10号、平成8年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,833万3,000円を減額いたしまして、予算の総額を6億2,124万5,000円とするものでございます。

6ページの歳出でございますが、これも事業等の完了に伴いまして、予算の執行残、あるいは不用額の整理をいたしております。

前に戻っていただきまして、4ページの歳入をお開きいただきたいと思います。

歳入につきましても、決算見込みでそれぞれ補正いたしまして、最終的な財源調整は一般会計繰入金で行っております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。9番、川見久雄君。

9番(川見久雄君) 5ページの雑入のところで、説明欄を見ますと消費税還付金とございますけれども。これについて、中身についてご説明をいただきたいと思います。

議長(湯浅 亮君) 水道課長、西浦 茂君。

水道課長(西浦 茂君) お答えいたします。

この消費税の還付につきましては、7年度分の精算でございますけれども。下水道事業の場合は、料金収入よりも、工事費で、支出の方が何億と多いものですから。消費税を頂いた分より多く支出した分を還付を受けるものでございます。要するに企業で言えば、赤字経営という形ですか、そういうもので還付を受けております。

議長(湯浅 亮君) ほかに。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 平成8年度新得町水道事業会計補正 予算

議長(湯浅 亮君) 日程第15、議案第11号、平成8年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役(高橋一郎君) 議案第11号、平成8年度新得町水道事業会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第2条で、水道事業会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を補正するものでございます。

収入、支出それぞれ182万6,000円を減額いたしまして、4,717万4,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

第1款の資本的支出でございますが、工事請負費の確定によりまして、182万6,000円を減額するもので、これに伴いまして第1款の資本的収入、一般会計出資金を同額の182万6,000円と減額するものでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第16 意見案第1号 「2兆円特別減税」の継続実施を求める要望意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第16、意見案第1号、「2兆円特別減税」の継続実施を求める要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は、総務常任委員会に付託し審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第17 意見案第2号 医療費負担増の凍結と抜本的医療制度改革を求める意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第17、意見案第2号、医療費負担増の凍結と抜本的医療制度改革を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は、文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第18 意見案第3号 森林・林業の活性化、国有林野事業の健全な発展に関する要望意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第18、意見案第3号、森林・林業の活性化、国有林野事業の健全な発展に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は、農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。
今定例会の会期中に審査を願います。

日程第19 意見案第4号 廃棄物処理法改正における要望意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第19、意見案第4号、廃棄物処理法改正における要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は、文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。
今定例会の会期中に審査を願います。

休会の議決

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

議案調査のため、3月5日から3月10日までの6日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月10日までの6日間、休会することに決しました。

散会の宣告

議長(湯浅 亮君) 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(宣告 13時34分)

第 2 日

平成9年第1回
新得町議会定例会（第2号）

平成9年3月11日（火曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1	議案第12号から 議案第27号まで	一 般 質 問
2	陳 情 第 1 号	「国立療養所帯広病院・国立十勝療養所に『看護婦二交替制勤務』を導入しないことを各病院長に要請する」陳情書

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

議案第12号から
議案第27号まで 一 般 質 問

陳 情 第 1 号 「国立療養所帯広病院・国立十勝療養所に『看護婦二交替制勤務』を
導入しないことを各病院長に要請する」陳情書

○出席議員（19人）

1 番	吉 川 幸 一 君	2 番	菊 地 康 雄 君
3 番	松 尾 為 男 君	4 番	小 川 弘 志 君
5 番	武 田 武 孝 君	6 番	広 山 麗 子 君
7 番	石 本 洋 君	8 番	能 登 裕 君
9 番	川 見 久 雄 君	10 番	福 原 信 博 君
11 番	渡 邊 雅 文 君	13 番	千 葉 正 博 君
14 番	宗 像 一 君	15 番	竹 浦 隆 君
16 番	黒 沢 誠 君	17 番	森 清 君
18 番	金 沢 静 雄 君	19 番	高 橋 欽 造 君
20 番	湯 浅 亮 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄	君
教育委員会委員	長	高久教雄	君
監査委員		吉岡正	君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	高橋一郎	君
収入	役	川久保功	君
総務課	長	佐藤隆明	君
企画調整課	長	鈴木政輝	君
税務課	長	渡辺和雄	君
住民生活課	長	村中隆雄	君
保健福祉課	長	高橋昭吾	君
建設課	長	常松敏昭	君
農林課	長	小森俊雄	君
水道課	長	西浦茂	君
商工観光課	長	清水輝男	君
児童保育課	長	長尾直昭	君
屈足支所	長	貴戸延之	君
庶務係	長	武田芳秋	君
財政係	長	阿部敏博	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿部靖博	君			
学	校	教	育	課	長	秋山秀敏	君
社	会	教	育	課	長	高橋末治	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	赤木英俊	君
---	---	---	---	------	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	富田秋彦	君
書			記	広田正司	君

開 議 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手元に配布したとおりであります。

（宣告 10時01分）

諸 般 の 報 告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手元に配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一 般 質 問

議長（湯浅 亮君） 日程第1、議案第12号から議案第27号までを議題とし、これに関する一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

川見久雄 議員 一般質問

議長（湯浅 亮君） 9番、川見久雄君。

[9番 川見久雄君 登壇]

9番（川見久雄君） 今、町政にかかわる町民の一大関心事は、本年7月に執行されるであろう町長選挙ではないかと考えます。町長は4年前、三つの希い、三つのビジョン、六つの柱と32項目の公約を掲げられ、町民に訴え、見事当選を果たされたわけがあります。以来、今日まで、長らく行政に携わられた豊富な経験をフルに生かされ、豊かで安心のできる町づくりを目指して、誠心誠意、積極的かつ意欲的に取り組まれてきた真摯な姿勢に対し、多くの町民が心から高く評価されているものと理解いたすところであります。町長は、公約具現化の達成度合いを、どのように評価されておられるかは分かりませんが、私が考えるに、公約の中の全町公園化などは、ハードな面ばかりではなく、多分に、イメージ的、精神的な部分もあり、これらについては、大きなタイムスパンで考え、取り組まれていくものと理解いたしており、したがって、公約に打ち出された長期的願望に立った構想等の実現のためには、更に将来に向けて、町政を担うべき責任があるのではないかと、考えるものであります。また、21世紀に向けた開基100年の記念すべき節目の年を含め、第6期総合計画も緒についたばかりという実態にあり、計画を策定された立場からも、この計画を円滑、かつ速やかに軌道に乗せていくべき責務があらうかと存じます。更には、地方自治体として、来るべき地方分権への対応や行政改革も、避けて通れない重要な課題であると考えます。このように、新得町の将来に向けて、新しく大きなステップへの礎を築く、重要かつ重大なときであり、行政の継続性が強く求められているものと考えます。そこで、間近に迫った、来るべき町長選挙に向けて、この公の場において明確に意思表示されることが最もふさわしく、また、その

ことの明らかにされるに、一番、適当な時期であるとの考えから、町長のぜひ前向きなお答えを期待しつつ、ご決意、ご決断のほどをお尋ね申し上げ質問といたします。

[9 番 川見久雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 時期的にも、まだ少し早いのではないかとも思いますが、定例第1回町議会冒頭の質問でもございますので、この機会に私の所信を申し述べさせていただきます。ただいま、次期町政執行に向けてのご質問をいただきましたが、私の任期は本年8月2日で満了となります。就任以来、議員各位には常に大所、高所からのご指導、ご協力をいただきまして、また、町民各位の町政への深いご理解とご協力の下で、町づくりを進めることが出来ましたことに、まずもって心から深く感謝申し上げる次第でございます。私が、町長就任時にお約束いたしました公約につきましては、現在、その集約を行っているところでありますが、それぞれの公約が実現、あるいは実現への道筋をつけることが出来たものと思っているところであります。また、当時、懸案となっておりました大きな課題もお陰様で、その大半を無事処理するに至りましたことは、議会をはじめ多くのかたがたのお力添えのたまものと、改めて深くお礼を申し上げます。そしてただいまは、そうした私に対し、引き続き町政担当の決意、決断をとの質問をいただきまして、誠にありがたく、また光栄に存じております。任期までまだ期間もあり、今後の抱負等につきましては、更に検討を重ねたいと存じますが、幸いにして引き続き町民皆様がたの多数のご支持が得られますならば、再度、町政を担わせていただきたいと存ずる次第でございます。現下の、地方自治を取り巻く情勢は、一段と厳しさを増すなかにあります。もとより浅学非才、微力の身ではございますが、全力を傾け町政の発展に尽くしてまいりたいと考えております。どうぞ、議員各位の今後のお力添えと変わらざるご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

[町長 斉藤敏雄君 降壇] [拍手]

議長（湯浅 亮君） 9番、川見久雄君。

9番（川見久雄君） ただいま、第2期斉藤町政の実現を目指し、来るべき町長選挙への立起のご決意を明らかにされたものと理解をいたすところであります。町長の政治理念であります、豊かで安心のできる町づくり、町民福祉の増進に向けて、引き続き本町のトップリーダーとしての立場を堅持されるとともに、その手腕に多くの希望を託すものであり、今後、一層のご活躍をご期待申し上げます。

竹浦 隆 議員 一般質問

議長（湯浅 亮君） 15番、竹浦 隆君。

[15番 竹浦 隆君 登壇]

15番（竹浦 隆君） 私は、このたびの定例議会において2点ご質問させていただきます。

1点目は、平成9年度の予算編成についてでございます。平成9年度の予算編成に当たり斉藤町政の4年間の最も締めくくる年であり、いろいろと苦労の跡がうかがえますが、政府も行財政改革を最重要課題に挙げておりますが、今こそ自治体レベルでも行財政改革に果敢に取り組みをしなければならない時期だと思っております。住民の生活、福祉向上に直結する事業の経費等については予算を十分に付けていただきたいと思うわ

けでございます。交際費、食糧費の削減は当然として、職員の定数削減を含めた行政の効率化など、抜本的な政策こそ、今、求められており、予算編成に際しては全域にわたり聖域を設けるべきではないと思うが。また、町民は将来を左右する我が町の予算については重大な関心を持っております。先般、斉藤町長さんの平成9年度の予算編成についての基本的な考えを示されましたが、お尋ねの事柄についてお伺いをいたします。

2点目、交通安全対策についてでございます。昨年同期から見ますと10日現在で北海道で交通事故死で亡くなられたかたは67名、非常に残念な限りでございます。佐幌基線3号交差点、旧石畑さんの所の十字路交差点、年々この道路は交通量が多くなっており、屈足から新得方向に進行する場合、南方向の見通しは良いが、北側の方向は交差点に並行して落葉の大きな木が10本くらい植えてあり、停止線より前に出なければ安全が確認できないのであります。大きな事故が発生しないうちに、見通しを良くする必要があると思うが、現地をよく調べる必要があるのではないのでしょうか。

以上2点、お伺いいたします。

[15番 竹浦 隆君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) 平成9年度の予算の概要を申し上げますと、第6期の総合計画を基本に、町民が安心して豊かに暮らせる町づくりを目指し、生活基盤である福祉や生活環境の整備等の諸施策を重点に予算配分をいたしました。その主な内容を申し上げますと、長年の重要懸案事項として検討を重ねてまいりました保健福祉センターの建設実施設計や一般廃棄物処理施設の完成、町営住宅の建て替え事業の推進、そして町民温水プールの建設着手など、町民の身近に関係のあるものでございます。これらの事業実施には、緊急度、重要度を十分精査しつつ、経常経費の節減や収入の見直し、そして国や道の補助金、有利な起債等、有効な財源対策を講じながら対応しているところであります。今後も住民福祉の向上を第1に考え取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の定数削減を含めた行政の効率化についてでございますが、今日の地方行財政をめぐる環境は、大きく変遷している状況にあります。そうした中で、行政改革は、最重要課題として取り組んでいかなければならない問題であります。本町におきましても数回にわたり、事務改善委員会を設置いたしまして、事務、事業の見直しを行い、数々の改善を図ってきたところでございます。常に効率ある行政の運営を執行することが原則でありますので、定員の面におきましても、厳しい定数管理に取り組んでいるところであります。また、地方分権の推進などによりまして、地方への権限移譲など大きな変動の時期を迎えておるところであります。住民の期待と信頼に応え、多様化するニーズに対応し、活気ある地域社会を担っていくための行政の役割は、増々増大していくものと考えられます。このような中におきまして、本町でも、平成6年に庁内事務改善委員会の答申を受けまして、機構改革を行うなど、積極的に人員管理を推進してきたところでございます。この結果、本町の条例による職員定数は158名であります。現在の職員数は144名となっております。14名の減員となっております。今後でもできる限り抑止する方向を目指してまいりたいと考えております。そのためにも、事務、事業の見直しや業務委託の推進、OA機器の活用などにより、簡素で効率的な行政運営に努めなければならないものと思っております。更に、職員の資質の向上を重要課題といたしまして、職員研修の充実を図り、一層の職員の意識改革と能力開発に取り組みまし

て、住民要求に対応していきたいと考えております。

次に、交通安全対策についてでございますが、佐幌3号町道は、新得・屈足間の生活道路として交通量が増していると考えております。佐幌基線と佐幌3号の交差点につきましては、町といたしまして交通標識、交差点照明等を設け、公安委員会は大型の一時停止標識、更にマーキングによる表示等を整備してきたところであります。しかしながら、この交差点は、ご指摘のとおり片側に落葉樹が植えられており、確認しづらい面がございます。従いまして、落葉樹の下枝払いや、伐採することで見通しが良くなるわけでありまして、この防風林は私有林でございますので所有者のご理解とご協力を得る必要があります。現在、所有者との話し合いを行っておりますが、なるべく早く改善されるよう努力してまいりたいと考えております。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 15番、竹浦 隆君。

15番(竹浦 隆君) 今、町長さんからのお話を承りましたけども。1点目の産業生活基盤の整備、福祉の充実、住民生活の向上を目指し、年々多様化する住民要望に対してどのように捕われていくか。また、毎年繰り返されます自治体の予算編成の作業の中で、苦しい台所事情は分かるわけでございますが、自治体予算の中で大きなウェートを占めているのが地方交付税、国庫支出金、道支出金など、回ってくるお金だと思っております。自前のお金で、つまり市町村税は全体の1割足らず、他方、支出金は年々膨らむ一方であると思っております。町民は住環境の充実を求め、住民希望に添い、上下水道の整備、高齢化社会を迎えて福祉行政の充実等を望む声が町民から上がっております。財政の健全化を示す経常収支比率がよい町は少ないと思っております。再度、町長さんのお考えをお聞きしたいと思っております。

2点目の交通安全対策についてはですね、急速に枝払い等をやっていただけということでございますけれども。町内全域を見ますと、町道、農道、交差点が数ありますけれども、まだまだやっぱり危ない危険な箇所が数多くあると思います。その辺も含めて早急に対応していただきたいと思っております。

以上であります。

議長(湯浅 亮君) 町長、齊藤敏雄君。

町長(齊藤敏雄君) お答えをいたしたいと思っております。

住民のいろいろな行政需要というものは、大変多様化をしてきておりまして、そうした面ではそうした行政需要に私ども最大限応える努力をしていかなければならないと考えております。そのためには、先程、お話しがありました交付税だとか、国庫、あるいは道の補助金も当然のことですけれども、また、反面、財源対策のある有利な起債というものも有効に活用しながら、町の全体的な活性化を目指していく必要があると、このように考えておりまして、そうした総合的な財政対策を考えながら取り進めているところであります。また、反面、過去に起債を起こした、財源対策のない起債もかなりあったわけでありまして、そうしたものについては、極力、繰り上げ償還をしながら財源対策のある起債に振り替えて、現在まで取り進めてきておりまして、その成果というものも非常に私は大きく上がっているものと思っておりますし、また、今後ともそうした地道な努力を重ねて、財政面の見通しを立てながらいろいろな行政需要に応えていきたいと、このように考えております。

また、2点目にごございました道路の安全確保の問題であります。ただいま、具体的に

お話しのありました基線と町道佐幌3号の交差点につきましては、ただいま、申し上げたような形でできるだけ速やかに、安全確保が図れるように努力をしていきたいと思っておりますし、また、それ以外の交差点等、道路上の問題について、危険箇所があるとすれば、点検を進めながら安全確保に一層の努力をしていきたいと、このように思っておりますのでご理解賜りたいと思います。

千葉正博 議員 一般質問

議長（湯浅 亮君） 13番、千葉正博君。

[13番 千葉正博君 登壇]

13番（千葉正博君） 今回の質問に当たって2点について町長の考え方をお伺いいたします。

まず1点目は、国営農地再編事業についてお伺いいたします。この事業につきましては、平成6年度より実施されていることは、十二分、認識しておりますが。最近、新聞報道等で財政機構改革に関連し、ウルグアイ・ラウンド農業対策費の見通しを示唆し、あるいは削減との報道もありますが、どのように対応されようとしているのかお伺いいたします。また、本町の昨年の農業被害の多くは湿害によるものでありますが、現在、計画されている事業の拡充を図り、基盤整備を整え、湿害対策を講じなければならないと考えますが、この点についてお伺いいたします。

2点目の踏切事故防止対策についてですが。JRは今月のダイヤ改正に併せ、新型振り子式特急の導入により、大幅なスピードアップがなされ、利用者には大変喜ばしいことと存じます。一方、安全対策においても、脱線事故があった広内地区にも防風柵や風速計が設置されましたが、本町には数多くの踏切があります。しかし、半数近くの踏切には、警報機、非常ボタンが設置されていないのが現状であります。事故防止対策の上においても、早務に全線に設置をと考えます。

以上2点について考え方をお伺いいたします。

[13番 千葉正博君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 最近、国の財政難から公共事業の見直しが課題となっており、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意による農業関連予算も厳しく指摘されているところであり、国、道事業にも影響が心配されるところであります。しかし、本町が、現在、進めております国営並びに道営の土地改良事業につきましては、昨年の冷湿害に見られますように極めて重要な事業でありまして、今後とも積極的にその推進を働き掛けてまいりたいと考えております。現在、進められている新得地区国営農地再編整備事業は、平成7年に計画が確定いたしておりまして、全体計画といたしましては区画整備等が1,438ha、明渠排水が6,700m、農道整備11,800mが予定されておりまして、平成8年度までに暗渠排水等の区画整備は約100haが、また明渠排水は902m、農道整備は3,354mが既に実施されております。平成12年度までには全体計画が完成する予定になっておりますが、本町の実情から明渠排水については特に早期の完成に向け、国に働き掛けておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、JR根室本線における踏切の事故防止対策についてであります。JR北海道は、今月22日からダイヤの改正により、JR石勝線や根室本線において、新型振り子特

急「スーパーおおぞら」の導入をはじめ、1便の増便と時間短縮など、より早く快適な路線の確保を目指しております。幸いにいたしまして、JR新得駅には、特急13往復が全て停車し、新得・札幌間は最短で1時間43分となりまして、より一層の利便性が図られることになりました。また、平成6年2月に強風による特急の脱線事故があった広内地区の沿線は、昨年9月に試験的に防風柵と風速計が設置され、本年秋までには約6億円を投入し、1,100mの工事が実施される予定であります。このことにより、本線には、より安全で正確なダイヤ運行が確保され、本町の地域振興に大きく貢献されるものと期待しているところであります。さて、ご質問のございました踏切の事故防止対策につきましては、清水町における事故をはじめ、最近、特に踏切事故の報道が見受けられ、大変残念なことと考えております。町内における踏切を横断する箇所は、南新得の各号線を中心に9か所ございます。そのうち、特殊信号発光機が設置されているところは、1号と7号及び9号踏切の3か所です。ご指摘のとおり、最近の踏切事故を見ますと安全対策上、施設整備が必要と考えますので、JR釧路支社に対して早期に整備されるよう要請してまいりたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 13番、千葉正博君。

13番（千葉正博君） 私は、先の一般質問において、国営事業の受益者負担の軽減を求めておりましたところ、町長は国や道に対し強く要請していくと答弁をいただいたところであります。9年度に計画されていた受益者負担分12%から7%への負担軽減について、どのような経過になっているかお伺いいたします。また、昨年の教訓をもとに各地域より要請の多い附帯明渠について、特に取り組んでいかなければならないと考えますが、この点についてもお伺いいたしたいと思っております。

次、踏切事故防止ですけれども。先程、お話が、町長の方から答弁がありましたように、現在、半数以上が、1号、7号、9号しか付いていないというのが状況であります。そうした状況の中で、こういう機会だからこそ、より一層、要請し取り付けるようお願いいたしたいと、特に要望いたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

国営農地再編整備事業の受益者負担の問題でありますけれども。現在、農地造成では10%、そしてまた区画整備事業につきましては12%になっておりますが。最近の基盤整備の農家のかたがたの需要からまいりまして、更に計画が80ha程増える見込みであります。そうしたことも含めて、この受益者負担を軽減すべくお願いをいたしているわけですが。現在のところ、平成10年度をめどに7%に軽減される見通しでありますので、お知らせをいたしたいと思っております。また、附帯明渠の問題でございますが、当面は線の事業、あるいは面の事業が受益者の皆さんがたも急がれておりますので、そうしたものをやはり先行させまして、そうしたものが終了した後の課題としてですね、ただいまお話のありました、附帯明渠も本事業で採択していただくような、そういう働き掛けをしていきたいと、このように考えているところであります。

また、踏切の整備の問題であります。南新得地区におきましては、平成9年度から道営一般農道の整備事業がこれから進められるわけでありまして。その計画の中で1号から4号までの道路改良が計画されております。従いまして、その道路改良の事業に併せて、ただいまご質問のありました踏切の整備をしていきたいと、このように考えておりますし、更に本事業で計画していない、ほかの零号、5号、6号の踏切につきましては

引き続きJR側にご要請を申し上げていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

松尾為男 議員 一般質問

議長（湯浅 亮君） 3番、松尾為男君。

[3番 松尾為男君 登壇]

3番（松尾為男君） 私は、題目はですね、リサイクル型社会と自治体の対応ということで、ちょっと大げさなようですけども、非常に身近な問題としてですね、次に取り上げておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。容器包装リサイクル法の施行に当たりまして、その対応についてお伺ひいたします。ゴミの減量化及び資源の有効活用を目的といたしまして、平成7年6月に容器包装リサイクル法が成立いたしました。今年4月からの本格施行ということで、ガラス、ペットボトル等についての商品化回収に向けて準備をされてきていると思ひますけれども、一般廃棄物の処理につきましては、市町村の固有の事務でありますけれども、この法律は、一般廃棄物容積比で約6割をも占める容器包装廃棄物について、その処理責任を市町村のみでなく、今度は事業者や消費者まで拡大したものでありまして、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化、という新たな役割分担を制度化したものであると思ひます。そこで、行政として、今、何をするのか、予算案ではリサイクルセンター基本計画策定が示されておりますけれども、今後に向けてどのような取り組みをするのか、そしてそのプロセスについて一つはお伺ひいたします。

また、特にごみのリサイクルという仕組みそれ自体がですね、個人個人の協力によって成り立つものであることをですね、行政側がしっかりと受け止めて、分別排出の実施についての周知と協力要請、これらを十分に図らなければなりませんし、同時に資源は有限であるとの認識と、更にゴミ減量化に向けてのプロセス、それからリサイクル及び廃棄物処理に対する理解を促進することが最も必要でございますので、これからにどう対応していくのか。具体的にお伺ひいたします。

[3番 松尾為男君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） リサイクル社会と自治体の対応についての、ご質問でございますが。町では、ごみの減量化、資源化対策といたしまして、平成4年6月から町内会と回収業者のご協力とご理解をいただきながら、新聞紙、雑誌、アルミ缶、ビールびん等の有価物を回収していただきまして、スチール缶、雑びん、金属類、紙パック等を回収いたしまして、ごみの減量化、また資源化を図っているところであります。ご質問のとおり、容器包装リサイクル法は、これまで一般廃棄物の処理につきまして、市町村が行うとされておりましたけれども、この法律では消費者、市町村、事業者がそれぞれの責任を分担することとなっております。そこで、町といたしましては、町民のかたや回収業者のご理解ご協力の下に分別収集されました資源ごみを、国が指定した法人が市町村から回収する基準となっている、保管庫、保管方法、保管量などの条件に合致したリサイクルセンターを平成11年度をめどといたしまして建設を計画しております。その建設計画の基礎資料となります基本計画を新年度中に策定することといたしております。リサイクルセンターの完成後、現在、回収している物を含めて、全ての

資源ごみを回収する計画でございます。しかしながら、法律ができたから、また計画ができたからといいましても、一番肝心な町民の皆様がたのご理解とご協力なくしては行えるものではございませんので、今、なぜ、リサイクルをやらなければならないのかを認識し、また理解していただき、ご協力していただけるよう、町内会長、衛生委員などの会議の席上や各町内会と連絡を取り合いながら説明会を開催するなど、積極的に広報の掲載を含めて周知を図ってまいりたいと考えております。更に、今年8月末完成の新しいごみ処理施設や既に完成しております埋立処分場を、あらゆる階層のかたがたに見学をしていただき、ごみの量が減ることにより、処理経費の節減や埋立処分場の埋立期間の延長にもつながることなど、ごみ処理に対する理解を深めていただくよう計画してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔町長 齊藤敏雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 3番、松尾為男君。

3番（松尾為男君） 今、これからのですね、それぞれの広報について、そのような啓蒙についてお話しなさっておりますけれども、十分ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。あと2、3点、お聞きしたいと思ひますけれども。この法律はですね、必要に迫られて後追いというような形で制定されたものだと思ひております。決して、これは簡単に決まった法律ではなくて、大変な難産の末、成立したと厚生省の担当者は述べております。その背景はですね、一つは、消費者、住民にも責任役割を分担拡大しなきゃならんということがですね、ありますので、これが、そのことが成り立たないと避けて通れない問題だったからであろうと思ひます。しかも国民、住民はですね、責任役割分担の制度化ははっきり言って知らされてないままにに今日に至っているのが現状でないかと思ひます。これ一部のかたは分かっているでしょうけれども、全体には分かていない。従つて、行政側としてはですね、厚生省が市町村にかなり一昨年から必要な情報を配付されておると思ひますけれども、そのうち町民にですね、必要な情報はいち早く知らすべきでないかと思ひます。新得町も廃棄物減量等の推進協議会なども行われているようでありますけれども、それらについても公開されておられませんし、住民に知らせることについてですね、いかがでしょうか。その上に立つてですね、施設の必要性を明らかにしながらリサイクル基本計画策定に取り組んで、その計画の策定から実際の分別収集、保管を含む一切をですね、事業費を含めて、これまた基本的に市町村は責任を持たされると、非常なリスクを伴う制度であると、このことも行財政上においても住民に理解してもらう必要があるだろうと思ひます。このあたりについてもいかがでしょうか。

本町は、ごみ処理に携わっているかたに聞いたんですけども、フライパンだとか、鍋類、こういう鉄類をですね、可燃ゴミの中に入れるとか、それから携帯用のガスボンベを可燃ごみで覆つて袋に入れてしまう。こういったことが散見すると聞いております。一部の人たちだと思ひますけれど、現実的に事象としてあるわけです。この分別の種類が増えますと、一般的には収集の効率は低下すると言われております。分別の高度化によつて排出者側の負担が増えると、それによつてこのゴミの分別排出の協力低下というもの、そういう可能性もあるということにと言われております。従つて、ゴミの適正排出のための住民の協力、それから確保するために住民と行政がですね、密接な関係作りを作らなければならない、これが行政に求められるわけですけども、この点についてはいかがでしょうか。ゴミに関する啓蒙はですね、先ほど、見学だとか、説明会とかということでおっしゃっておりますけれども。この啓蒙についてはですね、今までお知ら

せ版の角の方に簡単に出ておりますけれども、単独版で啓蒙、周知を図ることも必要でないかと思えます。これについてもいかがでしょうか。総括的に、ゴミ及び環境等に関する事項につきましては、単に従来のですね、委任事務のあり方、いわゆる国で決まったからやってもらう、この方式では駄目だと思います。分権時代、それから対話の時代にそった取り組みが必要だと思います。この点についてもお考えがあればお聞かせ願いたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいま、松尾議員からいろいろな観点についてのご質問がございました。私どもも出来るだけ早く町民の皆様がたに今回の法律の趣旨というものを十分お伝えしていかなければならないと考えております。本町におきましても、平成4年から資源ごみの回収ということで、既に住民の皆様がた、あるいは町内会の皆様もがたにご協力をいただきまして、現在まで進めてきているところでございますが。幸いにいたしまして、町民の皆様がたのその関心度、協力度というものも非常に高いものがございます。ゴミ問題というのは、本当に町民にとって身近な問題でありまして、そうした面からも今後とも理解が得られるような、いろんな形での啓蒙を進めていきたいと思っております。単に1度、広報に載せるだけというふうなことのほかに、やはりシリーズ的に大事なポイントを長い期間かけて周知を図っていくというのも一つの方法かなと思っております。いずれにいたしましても、今、そういった全体像につきまして、主婦層を中心といたしまして一般廃棄物減量等推進協議会という会を設定をいたしまして、いろいろな角度からの分別の在り方を含めたご相談をさせていただいております。そうした中で一定の方向が出しだい、早めに住民啓蒙に入っていきたいというふうに思っております。また、いずれ出来ますリサイクルセンターの中では、恐らくやまだまだ使える物なんかも、相当程度出てくるであろうということも考えておりまして、そうした使用可能な物につきましては展示をして、あるいはリサイクル市などを開くなどして、いろんな面での減量化、あるいは再使用と、あるいは省資源というふうなものの啓蒙に役立つような、そういう運営をしていきたいと、このように考えているところであります。いずれにいたしましても、新しいゴミ処理場は今年の8月末で完成の予定でありまして、いずれ供用開始という段階を迎えるわけでありますので、そうした全体的なタイムスケジュールを見ながら適時の啓蒙活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 3番、松尾為男君。

3番（松尾為男君） 具体的にはですね、今、お答えいただきましたけれども。これ非常に難しいことだろうと思えますけれども。資源とかですね、エネルギーを浪費をしないで、また環境への負荷を最小限にしていくというようなこと含めてですね、ゴミゼロの資源循環型社会と言いますか、そういったものを目指すことが大事だと言われております。それを支えるのはですね、何といたしても関係する人たち、特に住民のかたたちだと思います。これは、学者の人たちは簡単に言いますが、そういった人たちのですね、モラルと、それから社会システムの改革が必要だと言っております。行政側としてですね、住民のモラルをですね、どうするのかということは大変難しいでしょうけれども、いわゆる資源は有限なんだと、もう大事にしていかなければならんということを根本から、何て言いますか、学習してもらおうとか、それから啓蒙を深めてもらって、そうすることによってですね、その分別排出も自然な形でやっていけるというようなことだと思

います。ですから、大変難しい課題だと思えますけれども、もろもろの向上についてもですね、頭のすみにおいて対応していただきたい、このように思っております。よろしく申し上げます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 松尾議員の方から、最後に非常にこれからの在り方について格調の高いご意見をいただきました。私どもも、そうしたことを基調にしながら、住民に一層の理解を求めるべく、いろいろな働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

能登 裕 議員 一般質問

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

[8番 能登 裕君 登壇]

8番（能登 裕君） 私は、役場職員の住民サービスの指導及びマナーについてお伺いいたします。言うまでもなく役場職員は全町民に対しての奉仕者であります。また、民間の業種に例えるとサービス業であります。新得のような小さな自治体にとっては、町内最大のサービスを売る団体でもあります。このことは、町長をはじめ全職員も認識しておられると思えますし、また努力もしておられると思えます。しかし、サービスと言っても多種多様にわたるため、評価や指導が行き届かないものも多々あると思われまます。予算や数字に表れるサービスは比較的、評価や指導がしやすいのですが。一切、数字に表れないサービスについては、無意識のうちに忘れてしまっていく一面もあります。役場のように生産や売り上げを伴うことの少ない職場では、より気をつけていかなければならないことであります。小さなことですが、大切なことでもあります。私は、定期的に評価、及び指導していくべきだと思えますが、町長はどのような指導をされているのか。また、これからの評価、指導の中で、様々な事柄が出てくると思われまますが、サービスを売る側のマナーとして、早急に改善すべき事項を2点提起いたします。1点は、役場職員には勤務中、名札を着けることを義務づけてはどうか、もう1点は、電話の対応は、マルマル課のペケペケですというような対応にしてはどうか、ということでありまます。町長の考えをお伺いいたします。

[8番 能登 裕君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 役場職員は常に住民の立場に立って、住民の要望を十分にお聞きし、また適切に事務を処理していかなければならないと考えております。なかでも、町民と直接接触し、対応する中での接遇は、町民との信頼関係を高める上からも、最も重要なことだと思っております。まず、住民サービスのマナーの在り方につきましては、職員研修でその徹底を図っているところであります。特に、初任者を主体に研修を受講させておりますが、職員を指導するための職員も養成しているところであります。日常的に町民から苦情を受けることのないように努めているつもりでありますけれども、時としても受けることもございますので、職場内におきましても職務を通しての職場研修で接遇の向上を図っているところであります。なお、必要に応じ個人の特性に即した個別指導も行っているところでございます。

次に、職員の名札の着用につきましては、ちょうど新年度で予算化いたしましたので、

ただいまご質問のありました点については新年度から対応できるものと考えております。

次に、電話の対応の問題であります。必ずしも十分な対応でなかった点もあるかと思われるので、今後、ただいまご指摘ありましたような適切な対応に努めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、先程、竹浦議員のご質問にもお答えいたしました。今後とも職員の資質の向上を重要課題といたしまして、職員研修の充実を図りまして、町民の一層の期待と信頼に応えるように努めてまいりたいと考えております。

〔町長 齊藤敏雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 町長はですね、いろいろな指導、研修を行っている、こういうことであります。これ決して悪いことではなくていいことなんです。町長は、立候補した時にですね、町長は、常々、役場を変えたいんだとそういうことおっしゃられてましたけども。確かに行政側としてはいろいろやったと思うんです。僕はおろそかにしているとは思ってませんが。ただ、どうしても目につくところ、機構を変えてみるとか、そういう目につくところはやるわけですが。実際の、本当に私が指摘したような小さな、本当に小さなことですが、住民にとってはですね、非常に気持ちのいい面というのがありますよね。町長になられたときにアンケート、住民から取りましたときに、いろいろな要望とか批判がいっぱいありました。その中でも際だったのが、こういう小さなことだったんですね。内容として、あれを作れとか、これを作れとか、ああしろとかということもありましたけれども、ほとんどがこういうちょっと気をつけたり、気配りをすることによって解決するところがいっぱいあったわけです。それでですね、町長は指導された、しかし、やっとなら私は以前から名札とかですね、そういう対応がおかしいなと思っておりましたけど、実は指摘する程のことではない。しかし、ここまで4年経って、やっとなら名札を着け、きれいにしようかなという考えでたのはですね、少し遅いんでないか。今までの指導のような状態では、またこういうことが起きるんでないのかな。だからより指導という言葉がいいのか悪いのかしれませんが、マナーというものをですね、徹底するということはですね、大事なことだと思うんですね。数字に表れる予算面のサービスではですね、予算を作って決算をして、おまけに監査を置いて総括をするわけですが。こういう面というのは、全然そういう場がないわけですから、つい悪意がなくてもですね、忘れてしまう。これ非常に大事なことです。ぜひ、今後とももう少しですね、強力にやっていただきたい。具体的なことですね、名札ですが、名札は、なぜ、以前も着けてたはずなんですか、なぜ、こう消滅していったかというの考えてほしいと思うんですね。それは、物理的なもの、一つは係が変わるとかですね、それから退職とか、いろいろ主因がありましてですね、なくなったもの、一つは精神的なもので、仲間意識で分かっているからいいわとか、そういう面が二つ挙げられると思うんですけどもね。物理的なものに関しては、どういうもの考えられてるかわかりませんが。私はカッコイイものでなくてもいいと思うんです。すぐやるというのはカッコイイものと思うんですけども。変わるわけですから、その度に使いなくなるわけですね。そういう機能的なこともですね、考えながらこう作ってはどうか。なにもですね、カッコイイものでなくていいんです、畑の上にセスナが飛んでいるようなですね、マーク付けなくてもいいんです。それを重点的に、なぜ、なくなったかというのをですね、考えながらやって欲しいと。それと電話の件ですがね、これは当然、気持ちいいもので

すから、ぜひ、やって欲しいなど。それとこれ一例です。これから総括していく、いろんなものを自分たちの気がつかないもの、というのは出てくると思うんですよ。その辺を今後、考慮に入れながらですね、マナーというものをですね、もう一回再認識して、自分が役場の外から来た人間のつもりでですね、考えていていただきたいと、そういうことです。よろしくお願いします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいま、いろんな観点でのご指摘がございました。私ども役場の組織機構というのは全体が住民に対する本当のサービス部門であるというふうに考えておりました。そういうふうな面では住民の皆様がたが、おいでになったとき、あるいはお電話をいただいたときと、いうふうな場合にたゞいまいろいろご質問ありましたような、やはりマナーと言いましょうか、態度と申しましょうか、そういうようなことが極めて大事なことなのであります。往々にして本人が他意はなくても気がつかないままに失礼の段もあったことがあるんだらうというふうに思っております。そうした面も含めてやはり意識の持ち方と言いましょうか、そういうふうな点についての職員のお互いの啓発というものを、これから一層進めてまいりたいと思っております。単に、ある場所である研修を受けるだけでは、なかなか抜本的な解決策にはならないのではないかと。従って、上司や同僚の立場でも一言、必要な声を掛けて、お互いにその意識改革を進めていくというふうな形で、これからも一層努力をしてまいりたいと思っております。また、名札の件につきましても、これからでございますので、どういうふうな在り方がいいのかも含めて検討させていただきたいと思っておりますし、当然のことながら電話の対応が全体として良くないとすれば、これはまた別な形での研修の機会も作ることができるのかなというふうに考えております。いずれにいたしましても、たゞいまいろいろな観点での職員のマナーというふうな点でのご質問でありますので、そうした趣旨に少しでもかなうようにその努力をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。11時15分、少し長いんですけどよろしくお願いいいたします。

（宣言 11時01分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 11時16分）

石本 洋 議員 一般質問

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

〔7番 石本 洋君 登壇〕

7番（石本 洋君） 2点ほど質問をいたしたいと思っております。

まず、毎回のように触れますので、大変恐縮でございますが、道路問題を取り上げたいと思っております。この問題は、私、長年、考えている事柄でございますので、折に触れて機会をとらえてお話をするつもりでおります。そこで北海道は、新聞報道によりますと、一般道道忠別清水線の未開通区間を道道から認定を外すということを報道されておま

す。このいわゆる大雪山縦貫道路でございますけれども、この凍結がされてから、平野町長、涙をのんでから20年を経過し、この問題に終局を迎えようとしております。この歴史的転換に対し、町長はどのような感想を持ち、新しい時代に対処しようとするのかお伺いしたいと思います。仮りに、やむを得ないとするならば、その代替えをとというわけではありませんが、かねてから町が要望中の路線、トムラウシ温泉までの道道昇格を是非、取り上げていただくよう要請していただきいと存じます。当然、町は取り組んでおられると思いますが、この路線は過去においては盲腸的な路線で、距離も短かったということで、町長さんの努力がなかなか実らなかったものと存じます。また、このことにより忠別清水線の改良のテンポが遅くならないかどうか心配しております。さらに、この機会をとらえて、他の部分で道道に昇格してもらえるところがないかどうかも検討していただきたいものであります。例えば、屈足21号から新屈足を越えて瓜幕に通じる道路などは、屈足の将来にとって有意義な道路であり、チャンスを捉えて実現を図るべきものと考えます。町長のお考えをお伺いしたいと存じます。

次に、児童福祉対策についてお伺いいたします。現在、人口がどんどん減っております。対策については、過去に何点が申し上げたことがあります。今回は幼児、児童の医療費、児童手当、出産奨励の立場から申し上げてみたいと存じます。人口の減少にはいろいろな原因があり、特定することができないのであります。少子化傾向もその一つであります。少子化と言いましても最近の若いご夫婦は、決して二人だけを望んでいるわけではないようです。むしろ小人数の敬愛の中で育ってきた人人にとって、子供の数が多いことを願っているものではないのでしょうか。ただ、子供の数が増えることにより、生活にゆとりがなくなることへの危惧から少子化になっているものと存じます。そこで現在3歳児までとなっている乳幼児医療費の無料化を6歳児まで延長し、児童手当支給を小学校卒業までとできないか、町長のお考えをお伺いいたします。また、3子以降の出産に際し、祝い金制度を創設できないかどうかもお伺いしたいと存じます。これらは、他の町村で既に実施している所もあり、また、提言以上の内容で実施している町村もありますので、遠慮したお願いであることをご理解いただきたいと存じます。従って、提言以上の内容で実施していただければ、喜びこれにすぐるものではありません。町長の所信をお伺いいたします。

[7番 石本 洋君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) まず、道道忠別清水線、通称、大雪山産業開発道路は、昭和46年に計画凍結以来、25年を経過いたしました。環境保全など今日状況から、積極的な陳情活動は見合わせてきたところであります。そうした中、昨年11月、道議会決算特別委員会におきまして質問もあり議論されておりますけれども、道といたしましては道道忠別清水線の起終点の見直しを検討していくとの考えを明らかにいたしました。町といたしましては、町民の長年の願いが達成し得ないのは、大変残念ではございますが、現時勢下ではやむを得ない状況と判断いたしまして、懸案となっております二股からトムラウシ温泉間の道道昇格と併せて改良舗装、並びに屈足市街の自歩道整備など、緊急を要する課題もありまして、現行忠別清水線の起点をトムラウシ温泉とすることを前提に道と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。次に、屈足21号線に係る整備については、石本議員から再三にわたり、屈足地

域の振興策の一つとしてご提言をいただいているところであります。しかし、現在、道道帯広新得線における跨線橋やこの後の屈足坂の勾配緩和の事業が進められる予定でもありますし、また新清橋の改良など、また前段申し上げました忠別清水線の懸案事業の推進などから、急を要する懸案の課題を沢山抱えておりまして、こうした当面する事業の進捗よくを見た上での課題とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、児童福祉対策についてであります。人口対策、いわゆる定住対策の一つといたしまして、子供を産み育てるための環境づくりと、行政と企業主及び関係機関が協力することにより、少子化傾向に歯止めが掛かるよう出生率を上げるための政策を提言するため、庁内の関係課長、係長が集まりまして、少子化対策庁内打ち合わせ会議を昨年12月に発足し、現在、協議を進めているところであります。この会議の中でも、住宅支援、住宅料の軽減、あるいは育児サポート制度など子育て時期の対策、あるいは学童保育期の対策、そして高校以降の支援策が検討されております。現在の段階では、実態の把握と今後の対策、そして具体的な中味について検討をいたしておりますけれども、人口対策、いわゆる定住対策が現実的な課題となっております。若年労働者の雇用の場の創出等が急がれる課題でもあります。従いまして、今後、若者の定住対策等を考慮しながら、財政の課題もありますが、将来に向かって実効性のあるものを、ご提案の内容も含めまして、検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 7番、石本 洋君。

7番(石本 洋君) 町長から、まず第1点目の道道の問題については、道道忠別清水線に絡むいろいろな問題があって、なかなか今の段階では手をつけるわけにいかないと、こういうようなことでございます。特に、清水線の未開通区間の切り捨ての問題については、今後、道に要請をしていきたいという話でした。残念なんです、この道道問題については、去年の暮れからこの問題が出ているわけなんですね。従って、今後、やりたいというご回答いただいたので、ちょっと不満があるわけで、できるならば何月何日、道庁に行って要望してきたと、してきたという過去形のお話があって良かったなという感じがします。けれども、町長のこれからの取り組みに期待をいたしまして、それは置くとしてもですね。やはり、いつの機会でもお話をしますけれども、とにかく何かある時には転んではただで起きないというようなことですね、あらゆる新得町の問題に絡めて、それを取り上げていくということで進めていただきたいなと、こう思います。特に、道道の例として、21号から新屈足へということで挙げましたけれども、この道路はですね、自衛隊のかたたちがよく利用したりですね、されておりますし、それから将来にわたってもですね、屈足市街と自衛隊との距離が短くなることによってですね、屈足市街に居住して通いたいという隊員の数も増えてくると思いますし。現実に、現地の袴田さんの話を聞きますと、非常に交通量が多いというようなことでございます。従って、これは、もう時期が来たら早晚取り上げていただきたいなという感じがいたします。とは言いながらも、ここではこれを例に挙げただけでございますので、ほかにもいろいろこの機会にとらえて道道にしてみらうという箇所があるかと思えます。そういうことでひとつ大いに中身を検討していただいでですね、取り上げていただくと、特に今日は具体的にですね、この路線についてもやりたいということがお話があれば大変良かったわけなんです、それが無いのが大変残念です。特に、21号

道路の関係、新屈足に行く道路の関係、更にまた、付け加えますとですね、私が議会議員に当選した当初、当時、菊地昭憲土木主幹と、いろいろと話した形の中で、非常に好意的な姿勢を見せていただいております。そういったようなことから現在、菊地昭憲さんは土木部長でございますので、その在職中にですね、大いに働き掛けてご理解をいただくということが必要でないかなと思います。特に、鹿追町の地図をこのあいだ600円、お金をお払いいたしまして買ってきましたら、特に鹿追町の中は非常に道道のですね、路線というのが、国道と入り乱れて沢山あるわけですね。そういう形の中で、少しそういう面での努力が過去において少し足りなかったのではないかなというような気もしないわけではありません。一生懸命やっているという面は認めますけれど、まだ、そういった成果としては出てきていないのかなというような気がいたします。そういうことで、もし具体的にですね、こういう点を将来的にやりたいという路線があればですね、教えていただければ幸いですなとこういうふうに思ってます。

それからもう一つの医療費の関係でございますね。児童福祉対策の関係でございますけれども。ここでもですね、検討するといったような言葉があります。これは議会用語と言うか、町村用語と言いますか、検討します、協議をしますといったようなことが出てくるわけなんです。現実には今日の今朝の新聞で見ますと、道は医療制度の改定にもかかわらず、従前の給付内容を変えないでやっていくというようなことが載せてあります。そういったようなことで、そのために道は17億円負担をせんきゃならんということでございます。しかし、そういうようなことで、いわゆる児童福祉というものについての道の考え方というものを非常に積極的に出ているわけでありまして。そういうようなことで、もう少し具体的にですね、お示しをいただくと幸せだなとこういうふうに思ってる。特に、出産祝い金については、ご答弁の中で触れられてなかったような気がするわけなんです。これは、既に他の町村でですね、実例として、非常に沢山、出ているわけで。ところによっては生まれると40万円給付するとか、いったような町村もあります。個別の例としましてはですね、福祉課長が十分研究をされているようでございますので、そういった点、加味をいたしましてですね、できれば具体的な線を出していただくと助かったなとこういうふうにご考えております。町長の福祉への姿勢を十分理解しておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） まず、第1点目の忠別清水線の問題であります。この問題につきましては、過般の道議会の決算特別員会で取り上げられたと。それを踏まえて道は関係町村と協議をした上でと、こういう前提条件がついておりまして、まだ、現段階ではその協議はなされておらないところであります。しかしながら、私どもは大変重要な問題でございますので、新聞報道以後、早速、帯広の土木現業所とこの問題についての接触を図っておりまして、町としてのそうした意向というものは既に伝えておりまして、あらあらご理解をいただいているというふうなことでありまして、今後ともそうした協議があった段階で、更にこれからの問題についての相談をしていきたいと、このように考えているところであります。また、21号から鹿追に通じる道路ということですが。ちょうど、現在、道道がいろんな形で、これから本町が整備をしていかなければならない多くの課題を抱えております。その一つが今年から具体的に進むであろう、いわゆる7号の鉄道踏切のアンダーパスの着手の問題がございます。また、ご承知のように帯広新得線の跨線橋がなくなったことと併せて、今度は屈足坂に向けて、勾配緩和の

測量に入ってまいります。併せて、22号の町道側も関連の附帯事業として、一緒に勾配緩和をしていただくと、これも早晩そうした調査が終わり次第、工事が進んでいくものと考えております。また、佐幌ダムに通じます、いわゆる知事代行の道道の問題がございまして。これらについても、いろんな形で、今、道や土現の方をお願いをしております、ここ数年のうちに何とか知事代行に切り替えていただく、今、展望を持ちながら進めているところでありますし。また、十勝川に架かります新清橋も総額で40億円と聞いておりますが、今年と来年で完成をしてしまうという見通しでありますし。また、屈足市街地の基線の整備の問題、併せて、先程、課題になっておりますトムラウシ温泉までの道道昇格と、非常にハードな、しかも大型の事業が沢山控えている段階であります。特に、今の21号の問題につきましても、趣旨としては私も十分理解できるわけではありますが、たまたまこれから始まるとういたしております屈足坂の勾配緩和の事業にどうしても影響を与えてしまう事業であります。従って、そうした今後のですね、進捗と言いましょか、展望を見極めながら適当な時期にそうしたご要望もしていった方が効果的ではないのかと、そのように判断しているところであります。

それから最後にありました、児童福祉対策の問題であります。先ほども若干申し上げたかと思えますけれども。今、庁内の各関係する課の皆さんがたで一つのプロジェクトチームを作って検討を進めているわけではありますが。大きくは、五つの柱にそって、中身的には20項目に及ぶいろいろなこれからの子育て支援、あるいは定住対策のための中身が検討されております。この中には、ただいま石本議員から質問にあったものも全て包括をされながら、今、それが現在進行形の形で進んでいるわけであります。いずれも、町の財源を要する事業でありますし、また、過般の議会では保育所の保育料の見直しが出来ないかという具体的な提案もございました。諸々含めて、今、総合的な少子化対策、あるいはその定住対策を検討しております、一番効果的なものはなんなのかというものを見極めながら、一つの政策として、今後、打ち出していきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 大変、町長が取り組んでいる事柄、それから庁内でいろいろと取り組んでいる事柄が説明されましたので、私が用意してきました三次質問の質問する余地もなくなっちゃうわけなんで。とは言いながらもですね、一応、確かに道路の問題については、町長、一生懸命取り組んでおられますし、いろいろな分野でそれぞれの課題を控えているということは分かります。しかし、折に触れてですね、議会で、こういうような質問あって、困ってんだぐらいのことをね、折に触れて出して、そして、チラチラとこういう問題が潜在しているということを吹き込んでいっていただきたいなと思えます。それからときによってはですね、委員長クラス以上のもので、人たち、前回の保健所問題でやったようなこと、必要に応じては、そういうクラス以上で陳情するとか、あるいは農協だとか、商工会長だとか、そういうようなかたがたのご協力もいただいて、進めていくということもあっていいのではないかなとこう思いますので、ひとつよろしく頑張ってくださいと思います。以上で終わります。

小川弘志 議員 一般質問

議長（湯浅 亮君） 4番、小川弘志君。

[4番 小川弘志君 登壇]

4番（小川弘志君） 私は、公共牧場の舎飼い施設の拡充についてということで、そういうテーマで質問させていただきたいと思います。現在、公共牧場の総面積は、新内、チカベツ合わせておよそ900ha、舎飼い収容枠は550頭と伺っております。このような状況の中で現在の舎飼い状況はどのようになっているか、まず、お伺いいたします。また同時に、夏期における放牧牛の定数及び実際の放牧状況についてもお伺いしたいのであります。私が聞く範囲では、現在の収容能力がもはや限界にきていると伺っております。また、預託希望者の数も多頭数飼育の時代、設備投資が困難であること、労働力確保の難しい時代等を反映して増加する傾向にあり、更に搾乳量の増加に伴って搾乳牛の寿命が平均2.7才と短くなってきております。そこでもと牛の安定的補充が重要な課題となってまいりますが、酪農家自身の舎飼いスペースであるとか、労働力の不足などから、最近では預託依存度が増加している現状であります。これらの点を考えまして、舎飼い枠の拡大、牧場地造成が急務と考えられますが、その対応策を町長はいかに踏まえておられますか、夢のある、希望の持てる町づくりということで取り組んでおります、斉藤町長の日頃のこの燃える思いを、今日は存分にお聞かせいただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

[4番 小川弘志君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 町の公共牧場の経営につきましては、酪農家の皆様のご理解とご協力によりまして、順調に推移しておりますことに感謝を申し上げるところであります。ご質問の牧場の現況であります。新内牧場、チカベツ牧場、屈足牧場を合わせますと936haの面積を所有しております。放牧可能頭数は1日当たり1,800頭、舎飼い施設では4棟で550頭の収容能力がございます。しかし、平成8年度の実績で見ますと放牧で1日当たり1,850頭、舎飼い飼育では630頭になっておりまして、まさにご質問のとおり現在の放牧地面積や舎飼い施設では狭隘なっております。今後も、本町におきましては、酪農経営の規模拡大や大型法人の組織化などによりまして、飼育頭数が増加することが予想されますので、平成10年度には7haの新たな草地造成を実施してまいりたいと思います。また、牧草地の拡大のために、畑作経営者と20ha程度の飼料作物の作付け契約を行いまして、現在、牧場内にあります13ha程度の飼料畑を牧草地に整備する予定といたしております。一方、舎飼い施設につきましては、新年度におきまして一部施設を改修し50頭の収容能力の増加を図りまして、更に平成11年度より道営公共牧場整備事業を実施いたしまして、舎飼い施設等の増設を行い預託頭数の拡大を図り、酪農振興に寄与すると同時に、公社運営の経済的安定化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 4番、小川弘志君。

4番（小川弘志君） 整備計画と言いますか、聞かせていただきまして、概ね分かるんであります。11年からの道の公共牧場の整備事業ということの中で、また取り組

むという説でございますが。あの舎飼い施設を見ていただきますと、1号から4号棟までありますが、あの1号棟、2号棟というのはかなり仕掛けの古い、非常に手間の掛かる効率の悪いものでございます。特に1号棟は、最初、130頭入りで4人の人員配置で進んできました。現在は、630頭というならば、7人体制でですね、全部が都合いい日もないでしょうから、約100頭の体制でそれらの施設も含めて取り組んでいるわけなんです。あの1号、2号というのは、やはり何か車庫か何かにしてですね、転用して、そしてその1、2号というのは新規に違う所にその分を造ればですね、スペースもその大きくしまして、現在の倍くらい収容できるようにいたしましても、人員的にはそうとう楽にこなしていく。ただ、その一人当たりどれだけの発情とか、いろんな面がありますから、事故とか、どの面まで一人当たり目が及んでいけるのか、ということには問題があるでしょうけれども。そうしたことを除いて言えばですね、かなり労働環境も非常に良くなって、最初に投資入りの段階ではかなりお金も、そりゃあ掛かりますけれども、しかし、通常の管理とか、育成牛を仕上げていく段階ではかなりコストダウンにも結びついていくと考えられるんですが。この辺もですね、含めてご検討願えないものかと思っておりますがどうでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 前段でも申し上げましたけれども、本当に酪農家の皆さんがた、これは町内外とも通してでありますけれども、非常に多くの預託頭数になっておりまして、過去の一時の時期からみますと、恐らく倍を超えるだけの夏、冬とも預託頭数になっておりまして、そうした面では非常に公社の経済的な運営の観点から見ても、大変ありがたいことだというふうに思っております。ただいま、ご指摘ありましたように、舎飼いの施設はかつての構造改善事業で取り込んだ非常に古い施設であります。従って、私も時折、施設を見るわけですが、家畜の衛生管理も含めて若干課題も残しているなという感触を持っております。せっかく公共牧場に預託を受けるわけでありまして、本当に酪農家の皆さんがたがそういう衛生管理の面も含めて、安心して預けられるようなそういう施設作りをやっぱり目指していくことが必要だと思っております。今、まだ具体的に何をどういうふうにするという段階ではございませんで、平成11年までの間に、今、ご質問のあった点も含めて、十分検討してまいりたいと思っております。また、併せて、今、多頭化飼育の時代でありまして、いわゆる酪農家が自分の所で子牛を保育するいとまがないということで、初生で売ってしまっ、腹身で買ってくるということで、非常に農家負担も、今、大きくなっているようであります。従いまして、その公共牧場としてのより一歩の使命を果たすためにも、そういう子牛の保育部門を公共牧場であることが出来ないかということも含めて、実はこれから検討していきたいと考えております。そうした全体像の中で、ただいま、ご質問にあります舎飼い施設の在り方というものも併せて検討すると同時に、当然のことながら効率的な飼養管理が出来るような体制も併せて模索をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 少し早いんですけれども、13時まで休憩とさせていただきます。

（宣言 11時50分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開をいたします。

（宣言 13時01分）

広山麗子 議員 一般質問

議長（湯浅 亮君） 6番、広山麗子君。

〔6番 広山麗子君 登壇〕

6番（広山麗子君） 2点についてお伺いしたいと思います。

地域福祉の充実について、1点目お伺いいたします。新得町の高齢化率は既に20%を超え、全国平均を大きく上回り、過疎と高齢化が同時に進行中です。高齢者の対策は、急を要する大きな問題だと思います。保健福祉計画が、当初、平成8年度に見直しの方向性を示していましたが、見送られています。平成12年度からスタートさせようとしている公的介護保険制度の動きも見えてきた中で、その視点に立って、新得町の老人保健福祉計画の見直しが、今、必要だと思います。また、在宅福祉の担い手としての福祉委員の活動や取り組みについて、今後、どう充実させていくのでしょうか。在宅で介護できなくなった段階で施設利用を望む声に、福祉施設の整備や充実に向けてどう対応されていくのでしょうか。ゴールドプランの大きな要は、何といたっても保健、福祉と医療の連携にあると思いますが、町民の不安の第一にあげられている医療の問題は、今後、どう充実させていくのでしょうか。町長の考えをお伺いしたいと思います。

2点目に、屈足農村加工センターの充実に向け、地場産品の活用についてお伺いいたします。平成6年12月に屈足農村環境改善センターが開設されて以来、本日まで、農村加工サークルの皆さんはじめ、多くの町民に有効活用されてきたものと思われます。利用日数や利用時間も年々増え、それとともに加工技術も充実されまして、町内の催し物等でも提供されて町民に喜ばれてまいりました。今、地場産品の大豆を使って味噌作りが行われております。町の活性化策を模索する中で、今後の地場産品の有効活用や地域活性化に向けて、地元の特産物とともに地方発送もできるよう、地場産品の大豆を使用した味噌の製品化に向けて、加工製造許可を含めた態勢整備に向けて、町長の考え方をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

〔6番 広山麗子君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） まず、地域福祉の充実についてであります。老人保健福祉計画の見直しにつきましては、当初、平成8年度に行う予定でありました。しかし、その後、国の指導によりまして、公的介護保険制度の導入の遅れに伴いまして、見直し作業が延び延びとなっておりますけれども、本年1月末には北海道より通知がございまして、この老人保健福祉計画につきましては、平成12年度を初年度として見直されることになる予定となりました。公的介護保険制度が導入されますと、介護を必要とする多くのかたがたが出来る限り住み慣れた家庭や地域で生活ができるよう、サービス内容の充実を図り、24時間対応が行えるような水準を目指しまして、在宅に関する給付、施設に関する給付、町独自の給付に対応できるよう、本町に見合った老人保健福祉計画の見直しを行っていく予定であります。具体的な見直し作業の指針につきましては、介護保険法の成立後、早急に取り組むことになっておりますので、町村における見直し作業

は早くても新年度後半か、平成10年度になるものと思われます。国からの指針があり次第、本町といたしましても一日も早く、見直し作業に入る予定といたしております。次に、福祉委員の活動と取り組みについてであります。この事業につきましては、社会福祉協議会の事業といたしまして進めてきており、本年度から実施されております、ふれあい昼食会と配食サービスの町内会での取りまとめ等を担っていただいております、今後も研修会等を通して、民生委員さんも含めた地域のネットワーク作りを目指していきたいと考えているところであります。次に、福祉施設の整備と充実についてであります。基本的には、老人保健福祉計画の見直しと連動して進めてまいりたいと考えております。本町といたしましては、ケアハウスの建設を重点に、国が新たに提案しております新規事業のグループホーム、高齢者生活福祉センター、老人福祉センターなどの施設について検討し、本町に必要なものを考えていきたいと思っております。なお、当面は保健福祉センターの充実に取り組んでまいりたいと考えております。次に、医療との連携であります。開業医のかたがたのご協力をいただきながら、現在、救急医療体制を取っておりますが、今後も医療懇話会を通しまして、地域医療と保健、福祉につきまして、連携が取れますよう各医院の理解と強力を得られるよう、今後とも努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、屈足農村環境改善センターは、本町の農村及び地域の生活環境改善に寄与するために平成6年度に建設したものであります。当施設は、研修室、和室及び加工室に区分され、それぞれの目的により地域のかたがたや町民の皆様に利用されているところであります。特に、加工室は、肉製品、農産物、乳製品などの加工研究に利用していただくため、多種多様の調理器具を整備いたしており、町内の婦人のかたがたをはじめ、農閑期には農村女性のかたがたに有効に利用していただいているところであります。最近、この加工室での研究開発の成果により、一部の商品が販売の可能性もあるとお聞きいたしております。しかし、加工室は多くのかたがたに利用していただくため、特定の食品を製造する場所として建設されておりませんので、食品衛生法に基づく食品加工施設としての利用は控えていただきたいと思っております。また、将来、この加工室での研究成果により地場産品の活用や地域特産物を利用した製品が、販売ルートを確立し商業化が可能になったときは、食品衛生法に基づく新たな設備、器具等の整備を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 6番、広山麗子君。

6番(広山麗子君) この計画の見直しについては、何回か取り上げてまいりました。そのたびに、公的介護保険の制度の動向を見てからということになってきたわけなんですけれども。ただいま、平成12年度から道の見直しとともに平成10年度から新得町福祉計画を見直しをしていきたいという前向きな回答いただきましたので、期待を申し上げたいと思っております。それで、この公的介護保険が導入されますと、平成12年度からスタートされるということですので、保険料を納めて、その見返りにサービスを選択できるというものなんです。その前に認定という問題がありますけれども。そうなりますと、保険料を納めるわけですから、当然、利用する人のニーズはもっともっと高くなると思うんです。それで今、サービスの量だとか、数だとか、人の問題などが、この平成11年度、新得町の老人保健福祉計画の目標数値で大丈夫なんだろうかということが、心配されるわけなんです。それで、40歳以上のかた、100人くらいにね、

お聞きしたものがあ​る​ん​です​け​れ​ど​も。​将​来、​長​期​介​護​受​け​る​よ​う​に​な​っ​た​と​き​に、​望​む​こ​と​と​し​て​ど​う​い​う​こ​と​を​望​ん​で​お​ら​れ​ま​す​か​と​い​う​こ​と​に​対​し​て​ね、​住​民​の​在​宅​保​健​福​祉​サ​ー​ビ​ス​を​受​け​て​自​宅​で​生​活​し​た​い​と​い​う​人、​そ​し​て​特​別​養​護​老​人​ホ​ー​ム​や​医​療​施​設​に​お​世​話​に​な​っ​て​生​涯​を​送​り​た​い​と​い​う​人​た​ち​が​半​々​い​ら​っ​し​ゃ​る​ん​で​す。​40%、​50%​の​人​た​ち​が​そ​の​よ​う​に​感​じ​て​お​り​ま​す。​そ​れ​と​老​後​の​生​活​に​不​安​が​あ​る​か​ど​う​か​と​い​う​こ​と​な​ん​で​す​け​れ​ど​も。​不​安​は​あ​る​と​答​え​ら​れ​た​か​た​は​60%​に​達​し​て​い​る​ん​で​す​ね。​そ​の​そ​れ​は​ど​う​い​う​不​安​か​と​い​い​ま​す​と、​寝​た​き​り​や​痴​呆​に​な​っ​た​と​き、​そ​れ​か​ら​経​済​的​な​こ​と、​配​偶​者​に​先​立​た​れ​て​孤​独​に​な​っ​た​と​き、​そ​う​い​う​こ​と​を​非​常​に​心​配​し​て​お​ら​れ​ま​し​て。​老​後​の​た​め​に​一​番、​必​要​な​こ​と​は​何​か​と​い​う​問​い​に​対​し​ま​し​て​ね、​寝​た​き​り​高​齢​者​の​対​策​や​福​祉​の​サ​ー​ビ​ス、​そ​う​い​っ​た​こ​と​が​一​番​必​要、​そ​れ​と​同​時​に​医​療​対​策​の​充​実​に​つ​い​て​も​皆​さ​ん、​希​望​と​し​て​あ​り​ま​し​た。​そ​れ​か​ら​寝​た​き​り​高​齢​者​の​シ​ョ​ー​ト​ス​テ​イ​だ​と​か、​痴​呆​高​齢​者​の​対​策​も​挙​が​っ​て​お​り​ま​す。​そ​れ​と​同​時​に、​高​齢​者​の​仕​事​の​場、​生​き​が​い​対​策​も​非​常​に​大​き​な​率​に​な​っ​て​お​り​ま​す。​そ​れ​か​ら​病​気​に​な​っ​た​と​き​の​健​康​づ​く​り、​体​力​づ​く​り​も​も​ち​ろ​ん​そ​う​で​す。​そ​う​い​っ​た​形​の​中​で​ね、​今、​新​得​町​に​あ​る​町​民​の​新​得​町​の​サ​ー​ビ​ス​を​将​来​利​用​し​た​い​と​す​る​人​が​大​半​な​ん​で​す。​そ​う​い​っ​た​中​で、​特​別​養​護​老​人​ホ​ー​ム​に​入​り​た​く​て​も、​順​番​待​ち​で​入​れ​な​い、​で、​そ​う​い​う​間​に​介​護​者​が​ね、​先​に​亡​く​な​ら​れ​て​い​る​ケ​ー​ス​も​あ​り​ま​す​し、​病​院​に​入​院​す​る​よ​う​な​介​護​者​が​入​院​す​る​よ​う​な​こ​と​に​な​っ​た​と​き​に​ね、​退​院​さ​れ​る​ま​で​要​介​護​者​が​シ​ョ​ー​ト​ス​テ​イ​だ​と​か、​病​院​だ​と​か、​帯​広​の​ア​メ​ニ​ティ​ー​を​転​々​と​し​て​歩​く​わ​け​な​ん​で​す​ね。​そ​う​い​っ​た​不​安​を​少​し​で​も​解​消​し​て​い​た​だ​き​た​い​な​と​い​う​の​が​一​つ​あ​り​ま​す。​そ​し​て、​そ​れ​の​解​消​策​な​ん​で​す​け​れ​ど​も、​今、​厚​生​省​が​シ​ョ​ー​ト​ス​テ​イ​の​延​長​を​正​式​に​認​め​ら​れ​ま​し​て​ね、​1か​月​か、​3か​月​預​か​れ​る​ミ​ド​ル​ス​テ​イ​と​い​う​の​が、​サ​ー​ビ​ス​が​あ​り​ま​し​て、​今、​こ​の​管​内​で​も​始​ま​り​ま​し​た。​そ​れ​で、​池​田​町​な​ん​で​す​け​れ​ど​も、​計​画​の​シ​ョ​ー​ト​ス​テ​イ​の​目​標​は​7床​で​し​た​け​れ​ど​も。​こ​れ​を​14床​に、​そ​れ​を​し​ま​し​て、​ミ​ド​ル​ス​テ​イ​に​切​り​替​え​た​よ​う​で​す。​で、​新​得​町​も​シ​ョ​ー​ト​ス​テ​イ​は、​2床、​今、​や​っ​て​い​ま​す​け​れ​ど​も、​目​標​は​10床​と​な​っ​て​い​ま​す​の​で​ね、​特​別​養​護​老​人​ホ​ー​ム​の​待​機​者​緩​和​の​た​め​に​も、​ま​た​家​族​負​担​を​軽​く​す​る​た​め​に​も、​今、​見​直​し​を​し​て​進​め​て​は​ど​う​で​し​ょう​か​と​い​い​ま​す。​そ​れ​と​先​程、​町​長​も​お​っ​し​ゃ​い​ま​し​た​痴​呆​高​齢​者​の​グ​ル​ー​プ​ホ​ー​ム​だ​と​か、​あ​と、​過​疎​地​に​認​め​ら​れ​た​生​活​援​助​員​を​置​い​て​ね、​住​め​る、​高​齢​者​生​活​福​祉​セ​ン​タ​ー​な​ん​か​も、​ご​ざ​い​ま​す​の​で、​是​非、​検​討​の​中​に​そ​う​い​っ​た​問​題​も​含​め​て​い​た​だ​き​た​い​と​い​い​ま​す。​医​療​の​問​題​な​ん​で​す​け​れ​ど​も。​保​健、​福​祉、​医​療​の​連​携​が​し​っ​か​り​し​て​い​る​所​は、​非​常​に​活​動​が​充​実​さ​れ​て​い​る​よ​う​に​思​え​る​ん​で​す。​そ​れ​で、​医​療​が​核​に​な​る​よ​う​な​形​の​中​で、​行​政​の​指​導​性​を、​更​に​ね、​お​願​い​し​た​い​と​い​い​ま​す​し。​町​民​が​安​心​し​て​暮​ら​せ​る​態​勢​づ​く​り​を、​是​非、​し​て​い​た​だ​き​た​い​と​い​い​ま​す。​そ​れ​と​在​宅​福​祉​サ​ー​ビ​ス​の​一​つ​で​あ​り​ま​す​配​食​サ​ー​ビ​ス​な​ん​で​す​け​ど。​大​変、​利​用​者​に​喜​ば​れ​て​始​ま​っ​た​わ​け​な​ん​で​す​け​れ​ど​も。​今、​半​分​の​利​用​率​に​減​っ​て​お​ら​れ​ま​す。​で、​地​域​か​ら​高​齢​者​の​見​守​り​だ​と​か、​声​掛​け​を​し​な​が​ら​ね、​早​期​発​見、​早​期​対​処​に​結​び​つ​け​て​い​く​た​め​に​は、​や​っ​ぱ​り​関​係​者​が​町​内​会​に​入​り​ま​し​て​ね、​や​っ​ぱ​り​住​民​と​交​え​た​中​で​こ​れ​か​ら​の​地​域​づ​く​り​の​在​り​方​と​い​う​か、​住​民​意​識​を​啓​蒙​す​る、​そ​う​い​っ​た​こ​と​を​図​り​な​が​ら、​そ​の​福​祉​委​員​制​度​の​見​直​し​な​ん​か​も​ね、​検​討​し​て​い​た​だ​き​た​い​な​と、​そ​う​い​う​ふ​う​に​思​い​ま​す。

そ​れ​と、​2番​目​の​許​可​の​問​題​な​ん​で​す​け​れ​ど​も。​多​く​の​町​民​の​か​た​に​利​用​し​て​い​た​だ​く​た​め​に、​利​用、​製​造​許​可​と​い​う​か、​そ​う​い​う​特​定​の​人​に​は​利​用​し​な​い​と​い​う​回​答​で​し

たけれども。当初、あの加工場が出来た当初は、そういう数、回数重ねることに技術的にも、やっぱり増しますので、そういった方向性、販売につながる方向性の中の施設づくりを要請していたケースもあります。そういった中で、そのときはそのときで考えるという当時のいきさつがあるわけなんですけれども。今がそのときに来ているんでないかなと思うんです。それで、製造許可をもらうということですね、年間、味噌作りだけすると、それだけしか使えない施設になりますよね。それで、味噌を作らないときは遊ばせておくわけなんですけれども。そうしないために、今の施設を利用して、この期間だけ、その味噌を作る、その販売につなげる味噌を作る期間だけ、その態勢整備を取ることですね、法律にまるっきり駄目なことではないということを受け止めているんです。それでできるという前提の中に製品化に向けて、今、明るい展望を持っているわけなんですけれども。そういったことなんか関係機関とお話をしてみたいと思います。それと、それを儲けるとか、採算ベースに乗せるとかという次元の問題ではなくて、過疎対策を考えたときに、地域の活性化、そして地場産品の有効活用をいろんな人たちが加わることで、少しでもみんな元気づいていこうという一つの発想があるんですね。それで、これをふるさと宅配便とするか、ふるさと便のような形の中でね、地元の特産品、味噌、ジャガイモ、豆、それから新得そばだとか、蕎麦粉、それからサホロ焼酎、で、漬物だとか、シイタケだとか、常に販売してらっしゃる物、そういった物を一つのセット詰めにしてね、これ年1回だけ、少しづつ入れて、そして5、6千円のセットにして地方発送できればということを考えているんです。その中に新得広報だとか、町の観光パンフレットを入れて、ふるさとだとか、懐かしさを新得東京会、札幌会、また、ふるさと離れている人たちに届けられないものだろうか。年1回発信することで、地場産品を通して、更に振興ですか、そういう交流が出来ればいいなということがひとつ入っています。それと製品化する味噌なんですけれども、年1回ですから、本当になんぼもないわけなんです。それで1回で、加工場の場合、今、50キロできます。そして、100キロもいらないかなと思うんです。100キロ作るのに5日で出来るんですね。で、五日間の期間を味噌の製品作りに向けられないかなと、そういうことを思っています。それで、いろんな人たちが、毎年毎年やるとすれば、その期間にここは今年はこのグループ、今年はこのグループと、いろんな人たちが関わることで、その地元同士も交流が持てますしね、で、なぜ、この味噌なのかということは、味噌でなければ製造許可いらないんですよ。で、なぜ、味噌、いろんな試作品作ってますから、なぜ、味噌なのかということなんですけど。今、全国的に、遺伝子組み換え食品ということで大きな問題になっているんです。その一つの大豆をね、遺伝子組み換え食品の大豆は使われていないということですね、将来的に安心して食べられるという味噌をね、新得から発信したいなというひとつのね、思いがあるわけなんです。そういうこともくみ取っていただきながら、町長の前向きなお答えをいただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいま、公的介護保険の導入に伴うこれからの保健福祉サービスの目標というふうな観点でのお話しがございました。当然のことながら、公的介護保険を導入することに伴いまして、新たな保健のサービスが生まれてくるわけでありまして、それは私ども当然のことながらその時代のニーズに合った介護保険の福祉サービスというものを提供していくという立場で、これからその中身についての詰めを進めようとしているわけでありまして。先ほど来、いろいろご質問にありましたような将来的

な高齢者のかたがたの不安というものが、そうしたサービスの中で、いかに除去しながら保健福祉サービスを高めていくかという観点で、いろいろな検討を今後進めてまいりたいと思っております。また、施設の面につきましても、新たな考え方では、いろいろなセンター的な施設ということが課題として上っているわけではありますが。私どもは、可能な限り既存の施設にそういう機能を持たせた活用の在り方ということも併せて検討していかねばならないと思っております。施設を一つ新たに造りますと、当然、それに付随する費用の問題がございますので、地域にある会館なり、センターなり、そういうふうなものに、いろいろなこの機能を持たせた在り方という観点で考えてまいりたいと思っております。また、医療との連携の問題もございました。今回、保健福祉センターへの中身が、今、詰められております。まもなく検討委員会での一つの結論が出る見通しであります。その中にこの医療、お医者さんがそのセンターに来られて、いろいろな対応をする、そういう中身も加味したセンターづくりということで、今、検討いたしておりますので、そうした中に今後とも各医療機関の先生がたのご理解とご協力を求めていきたいと思っております。また、宅配サービスが、既に半分程度に減ってしまったというお話しであります。なぜ、そうなったのか、原因分析も含めて、また、今後の宅配サービスの在り方と、スタートいたしまして、まだ期間も浅いわけであります。当然、福祉委員さんなりのご協力の問題もあるわけでありまして、できるだけせっかく始めた宅配サービスが少しでも順調に進むように、今後とも検討してまいりたいと思っております。

それから次にございました屈足の農村環境改善センターの件であります。本当に、この施設を造って以来、地域のかたがた、あるいは市街地のご婦人も含めて、予想以上の多目的な、しかも多様な使われ方をしておりまして、私も施設を造って本当によかったなという感想を持っております。私も時折訪れて皆さんの頑張っている姿を見せていただいているわけではありますが。なかなか利用に当たってびっちり混んでいるもんですから、急な思いつきのものはなかなか入れないというふうなお話しもお伺いしております。そうした中で、ただいま、お話しありますように味噌を中心として、販売に結びつけることができないかと、非常にこの意欲的、また積極的な取り組みをしていることに対しましては、私も非常にうれしく思っておりますし、何とか、実現ができないかと、今、考えているわけであります。前段で申し上げました、非常に多目的に本当に使われておりまして、そうした面での利用調整がうまくつけることができるかと、いうことが一つでありますし、もう一つはそういう短期間で保健所の食品衛生法に基づく許可を取ることが出来るかと、この二つの条件がクリアできるとすれば、私は既存施設の中で、試行的と言うか、そういう形で販売を目標にした方向を模索してみるのも一つの方法だと考えます。将来的にそれは拡大してきて、今の施設での利用がかなわなくなったという場合については、これは新たな観点で検討しなければならない事項だと思っておりますけれども。とりあえずそうした道筋をつける方途について、もうちょっと詰めて内部的にも検討させてみたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 6番、広山麗子君。

6番（広山麗子君） 1番の問題につきましては、これから平成9年度に障害者プランの策定も始められるような形になっておりますけれども。障害者の問題は、イコール高齢者の問題でもあるわけです。そのことは、誰にとってもやっぱり住みやすい町ということなんですけれども。この機会に併せて、高齢者の計画も、是非、見直しをしてい

ただきながら、やっぱり行政だけでは限界があることがあると思うんですよね。そういったところは、住民がどこまで加わっていかれるのかなということ、私たち住民側も本当に検討していかねばならない問題だと思うんですけれども。このような機会に全体的な福祉構想を、是非ね、この障害者プランの作成とともに考えていただくというか、そう考えていく必要があるんじゃないかなと思いますので、併せてお願いしたいと思います。

それと加工場の問題なんですけれども。今、町長の方から前向きな方向性をいただきました。それで、一つの目標を持って、いろんな人たちがかわり合うというか、交流し合う中で、次の活性化に向けた弾みができるんじゃないかなということは思っております。そしてふるさと便を受け取る側にしてもふるさとだとか、懐かしさを食卓を通して子供さんやお孫さんに話して聞かせる、お互いの効果があるんじゃないかなということは感じておりますので、そういうことで地場産品の活用や地域の活性化に向ける行政側の強い姿勢を期待して終わりたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 地域福祉の問題につきましては、ただいま、広山議員からもお話しございましたように、そうした高齢者の対策、あるいは障害者の対策と、それらが連携されてトータルとして本町の福祉サービスが向上していくということが極めて大切であります。そのためには、当然、住民の皆さんがた、あるいはいろいろなボランティアの皆さんがたのご協力というものは、これは欠かせないわけでありまして、今後とも、そうした発揚を図りながら本町の地域福祉の向上に努めてまいりたいと思っております。

2点目にごさいました農産物の加工の問題であります。今もお話しありましたように、そうした可能性を求めて地域のご婦人がた、非常に頑張っているということは、私も非常に素晴らしいことだと思っております。何とかそれを応援していきたいと思っております。先ほど申し上げましたような条件を何とかクリアをしてですね、その可能性に向かってともに努力をすれば活路が開けてくるのではないかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

菊地康雄 議員 一般質問

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

[2番 菊地康雄君 登壇]

2番（菊地康雄君） 過日、町長の行政執行方針を聞きまして、いろいろと考えておりました一番後になってしまいました。2点についてお伺いしたいと思います。

基本的に4年間の総括、先程の質問の中で2期目に対しての立起表明があったわけなんですけれども。今4年間の総括の中で、町長が持っている意欲がどれだけ職員に伝わっているかということに重点を置いて、是非、聞きたいと思っております。先程の質問の中で、職員のサービスマナーについてということが出ました。当然、基本的なことです。サービスマナーについては、向上を図っていただかなければなりません。もっとも目につく部分であります。窓口の対応にしても、電話の対応にしてもそうですけれども、内部でいろいろな対応をしていただいているとはいえ、なかなかこれが町民に伝わりにくいという部分があると同時に、やはり反対の声も聞こえてきています。職員に対する要望のほかに、議員もたくさんいるわけなんですけれども、率先して庁舎の中でやはり同じように挨拶をする姿勢を見せようじゃないかということで、自己反省も含めて前段に皆さんに

お願いもしたいわけです。この地方分権と職員の政策立案について、ということなんですけれども。地方分権が叫ばれて久しいわけですが、釧路の産業廃棄物処分場の訴訟で、住民の生活と環境保全を優先した道の指針が否定されてしまいました。このように我々の生活を守る上で、地方の権利、自治体の主体性は現実的にはまだまだ弱々しいと思っています。しかし、この地方分権は、国の権限を緩和して自治体の主体性を確立することで、住民の生活を守り、新鮮な発想で新しい町をつくることだと思っています。近隣町村との間でも高校間口問題、公共施設の建設、温泉の集客、道路の接続など、表面的なものに限ってみても自治体間の競争が激しく、役場の職員の政策立案能力の差が自治体の盛衰につながる激しい時代に入ったのではないのでしょうか。アンテナを張りめぐらし情報を探る、この問題意識がどの程度、職員に浸透しているか。政策立案能力を高めるための研修予算、研修予定人数、これらの研修意欲の表れる研修の企画内容、行政執行方針において町づくりの真価が問われる時代、というふうに言葉少なにこの問題については町長が表現されているわけなんですけれども。町長の職員研修に対する積極的な考え方を、どう表現していくのか。地方分権の受け皿たる町を目指すという意味で町長にお伺いしたいと思います。

[2番 菊地康雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 地方分権の進展に伴いまして、地方公共団体は地域の実情に応じた行政を積極的に展開できるよう、企画、立案、調整、そして実施などを一貫して処理していく役割をより強く果たしていかなければならない時代に進んでおります。地方公共団体が、このような役割を果たしていく上で、今後、特に重要となってくるのが職員の政策形成能力であると思っております。住民の負託に応え、行政を的確に運営していくためには、一人ひとりの職員がより優れた人材として育っていくことが必要であります。本町におきましても、時代に即応した人材の重要性に鑑み、職場を挙げて職員研修の充実に努めているところであります。新年度におきましても、自己啓発や職場研修、職場外研修など、総合的な職場研修の取り組みを行う計画でありまして、予算額では594万9,000円、48人分を予算化いたしております。ご質問のありました、政策立案の能力を高める研修につきましては、本来、総合的な研修を行うことによって能力を発揮できるものと思っておりますので、各種研修に参加することが、政策立案能力の土壌が育くまれるものと考えております。新年度の特徴的な研修を申し上げますと、政策課題を主体とした研修機関であります自治大学校、北大教授講師によりますりカレントの土曜講座、十勝町村会主催の土曜講座、また電源センター研修会、ふるさと市町村圏シンポジウム、また、ふるさと町村圏研修セミナー、地域イメージ向上戦略研修会、電源地域振興センターの研修会、西部4町広域事業研修、また情報化セミナーに22名を派遣する予定をいたしております。更に本年度、道庁に1名を1年間、また土木現業所に1名を2年間、長期に派遣いたしまして、行政の今日的課題を研修させることにいたしております。また、道庁からの職員を引き続き本年も受け入れまして、相互交流により研修を高めていきたいと思っております。これら研修に係る予算は、全体の約75%を占めております。これ以外にも企画サイドでは、各官公署や市町村企画関係者などによる町づくり研修会など、政策研究に関わる意見交換会が定期的に行われております。また、各課におきましても、同じように担当職務を通じて市町村との情報交換を行って

いるところであります。いずれにいたしましても、先程の竹浦議員、また能登議員のご質問にもお答えいたしました。今後職員資質の向上を重要課題といたしまして、より一層、職員研修の充実に努めまして、職員の政策形成能力の向上を図っていきたいと考えております。そして、時代の変化に的確に対応しながら、住民と地域に根ざした政策の構築に努めてまいりたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 今のいろいろなお話しから町長の積極的な態度というものが評価されるわけですので、以降もよりこの研修機会を職員のかたに作っていただきたいと思うわけです。ただ、新年度も48名分ということで取ってあるそうなんですけれども、誰がどのような研修を受けているのかというには、我々の方にはなかなか分かりにくいわけですので、一人ひとり聞いて回るわけにもいきませんし、この事後報告と言うんでしょうか、海外に行くような大げさな報告というものにはならないのかもしれないけれども、その結果報告、あるいはその研修の中で受けた新たな気持ちというものを何らかの形で出していただければ幸いだと思うんですけれども、新年度に向けて考えていただきたいと思います。この政策立案能力の向上ということで、時代が変われば要求される職員に対して、要求される内容も変わってくると思うんですけれども。この政策立案能力とともにですね、先ほど、加工センターのもろもろの問題が出されておりましたけれども、やはり専門家というものが、ほかの町村との差別化というものにつながってくると思うわけです。職員の研修のほかにですね、例えば今までこの町で取っているのは社会人の中途採用というのもありました。それから道庁や土現に研修に出すというのもありました。それから、今、お聞きしますと道の方から受け入れているという話しも聞くわけですが、その成果と言うんでしょうか、なかなか同じ立場の職員間同士で、一人だけが突出して動くというわけにもいきませんし、いろいろお聞きしますと横並びという、全体が底上げになっていけばいいんですけれども、バケツの水は低いところの穴からみんな流れてしまうということもありますのでね、全体の底上げを図るという意味でもですね、職員それぞれが考えているアイデアですとか、それから新しい考え方がどのように政策の中に反映されていく仕組みになっているのか、ちょっとその辺を具体的に、あると思うんですけれども、なかなかそれを実際に動かしていくのは大変だと思うんです。そういう仕組みがありましたら、是非、具体的に教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。前段にございましたいろいろな研修の成果の事後報告というものを何らかの形で町民の皆さんがたにもお知らせしてはどうかというご提案でありまして、まあ、大切なことだと思っております。是非、そうした成果が見えるような内容については、何らかの形でそうした事後報告ができるような方向を検討していきたいと思っております。また、道からの受け入れによる成果はどういうことかと、あるいはアイデアや考え方をどういうふうにするか受け止めるシステムになっているのかと、こういうふうなお話しがあったかと思っております。まず、道からの派遣研修で2年間、本町におきましては総合農政主幹という立場で受け入れをいたしました。これは、北海道が平成8年度で初めて打ち出した施策でありまして、全体で20名とお聞きしております。その内の1名を本町でお迎えすることで出来たということでもあります。4月に本町においでいただいて以来、専門が農政畑でありまして、従って農林課に籍を

置いて、どちらかと言いますと道の立場はいわゆる企画部門と言うんでしょうか、そうしたかつて、自分が企画をして施策立案したものが、末端にきてどういうふうになんかそれが展開されて、そしてどういうふうな課題があるのかというふうなことを勉強する上において、非常に本人は有効な研修の場であるという評価をされておるようであります。特に、平成8年度に取り組みましたレディースファームスクール、まったく未知の仕事でありましたけれども、これは総合農政主幹がいろんなネットを張り巡らしまして、そして、今、この新しい制度を軌道に乗せつつあると、非常にそういう面では大きな役割を果たしていただいていると思っておりますし。また、専門分野を通じていろいろな補助制度と、あるいはいろいろな制度というものを、道なり国の架け橋になっていただいているということで、町の立場としても非常に助かっていると思っております。今は、農林課だけに籍を置いているわけですが、私はもっと広くですね、町の企画の分野、あるいは福祉の分野だとか、他の分野にも幅広く関わっていただいて、持っておりますいろいろな知識なり、そういうものをそうした中に意見反映をしていただくような、そういう在り方を更に検討してまいりたいと思っておりますし。恐らくご本人もせっかくの研修の機会でありますので、本当に小さな町のいろんな分野にかかわって、そういうようなところからいろいろなものを吸収されて、将来、お帰りになったあかつきにそうした新得町での研修というものがいろんな形で政策展開の上に役立っていくような、そういう在り方も併せて検討していきたいと思っております。また、アイデアだとか、知恵だとかということのお話しがございましたけれども。単に研修に一定期間派遣をするとか、ということだけではなしに、やはりそうした政策能力を高めていくという面では、個人の意識改革、あるいは意識の持ち方というものが極めて大きな問題になるんだらうと、私は思っております。そうした面では、今までの間にも、レディースファームスクールというふうなものが発想されて、そして農村地域の活性化に大きく寄与していると、あるいはその成果として若い担い手が相当数、本町に定着をさせる誘導を図っているというふうなことで、ある意味ではこのユニークな発想が施策となって展開された。また、先ほどの小川議員の質問の中でもちょっと答えましたけれども。今、酪農家が非常に手薄な状態でありまして、牛の保育が個別でできないわけでありまして、従って、そのぬれ子、ないし初生で売ってしまっていて、そして将来高い初任牛を買ってくるというふうな実態がございます。そういたしますと、その金額の差だけの利用料を設定をして、その範囲で預託を受けて、そして新内の育成牧場のより活性化が図れないかと、そしてまた、農家経済に寄与することが出来ないかということを検討しているわけですが。これもやはり職員からの発想でありまして、国内にはそうした先進の事例がないものですから、ニュージーランドですとか、アメリカに派遣をいたしまして、その実際面を研修をさせて、何とか公共牧場に取り込むことが出来ないかというふうな検討もさせようといっているわけでありまして、また、それが実際に実施されますと、そこにはそれなりの雇用というものが創出をされるというふうな活性化の方途を現場の職員が発想していると、あるいはまた、芝のランニングコースというものを造ることによって、全日本の陸連、あるいはその大学の陸上部あたりに働きかけをして、そしてたくさんの人達が長期滞在をすることによって、町内の商店街にもいろんないい影響を及ぼしていくのではないかとというふうなことも検討いたしておりますし、また、過半はレイク・インを活用いたしました出前のいわゆるデイサービスというふうなものも管内なり、道内なりに先駆けて開始をした。その他いろいろあるわけでありまして、そうした町の活

力を生む上においてのいろんな政策能力を高めていくということが極めて大切でありまして、今後とも、そうした職員の皆さんがたの意欲と言うんでしょうか、そういうものを醸成をしていきたいと、そのことを町の発展のベースにしていきたいと、そんなふうにご考えておるところでございましてご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 先ほどの研修の事後報告、前向きなご検討をいただいたわけですが、町長のお話の中には、研修結果が見えるものについてはというお話しでしたけれども、それではどなたがどんな研修に行ったかということ、全体的な把握が難しいわけですので、研修結果、大事なことなんですけれども、その全体が分かるような形で公表と言うんでしょうか、発表していただければ大変ありがたいと思うわけですが、前向きのご検討をお願いしたいと思います。それから、今回、道の方から研修を受け入れたという農林課の総合農政主幹、大変いろいろに職員では出来ない広いネットワークを使いながら、この町のために役立っておられるという話しを聞いて大変うれしく思うわけですが、是非、このかたから受けるいい方向での影響力と言うんでしょうか、この内部啓発をより高めるような、町長の積極性と言うんでしょうか、この気持ちを、是非、なお一層、庁舎内に広めていただければ、2年ということですので、今後ずっと続いていくとすれば、同じような形で導入していただければ、この町にとってもありがたいと思うわけなんです。それと、社会人の中途採用ということでお話ししたけれども、なかなかその中途採用の結果がどうのようになっているか、まあ口に出せない部分もあるでしょうけれども、その辺についても、是非、お聞きしたいわけです。それと、先ほどの前段の広山議員の質問にも関連するわけですが、改善センターについては利用度の調整とか、保健所の許可、いろいろ改善するべきところがあるわけですね。ただ、地域の意気込みに対しては応援しようという前向きな姿勢があることは、十分、分かりましたので、私はそれだけでは足りないと思うわけですね。是非、この他の町村との差別化に対する専門家というものに向けて、いろいろ役場の職員全体を削減しなければならないというお話しの中で、なかなか申し上げにくいことですが、管内においてはですね、上士幌ですとか、大樹、鹿追では、加工食品の技師という形で、職員として、あるいは準職ですか、採用している例も見受けられます。是非、専門的に販売するに見合う力をつける人をたくさん、まずは養成するというのが先になると思うんですね。施設が先にあっても、なかなか経済的に見合うものというのは難しいものですから、いいとなれば、即、大手がそれに乗っかってくるわけなので、大手の乗っからない中での穴場を見つけるというのは、やはり技術、ほかにはない技術をこの町に落としてもらおうと、そういうためにはなかなか内部ですね、それを技術を取ると、育てるということを難しい点も時間もかかる点もありますので、是非、専門的な技師を、例えば加工センターの中に専任で置くとか、そのような前向きな方法を具体的にいただく方が、早道ではないかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。それとともにですね、例えば、今、バイオ研究所、昨日も新聞に載ってましたけれども、今朝ですか、なかなか新しいものでありながら民間だけでは資金不足もあるでしょうし、同じ研究し、それから地場産業として発展していくにも、大変大きな壁があるのがありとお話しを聞いても様々感じられるわけですが、是非、こういう場合にですね、第3セクターとまではいかないまでも、共同研究のような形で、是非、町としての専門的な政策能力を高める一つになればと思うんですけれども、いろいろ申し上げます。

たけれども、町長の新しい、次期に向けての考え方をお聞かせください。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 研修成果の事後報告につきましては、何らかの形でその研修の成果がお知らせできるようにしたいと。ただ、あまりそれを求めますと職員が萎縮するような状況を作ってもいかんかなということの兼ね合いもございますもんですから、その辺、何らかの形でできるだけそういう方向を目指していきたいと思っております。それから、道からの派遣職員の件であります。非常に意欲的に、また積極的に職務を通して頑張っていたいております。私、できるだけ庁内でいろいろな課題ごとにプロジェクトを発足させていろいろなことをやっているわけではありますが。可能な限りご本人をそういうような中に入れてですね、町が抱えている課題、そういうようなものをお互いに知恵を出す場にできるだけ参画させていきたいと、そのことによって本当に今まで表面しか見えてなかった実際面がいろいろ浮き彫りになってくると、そうした中から本人もいろんな面での研修として大いに役立っていくのではないかと考えております。本町と2年間という長い期間のお付き合いでありますから、今後とも、道に、仮りに戻られましても、町としての大きな財産にもなるわけでありまして、そうした面ではいろいろな方途を考えながら、せっかくの研修が100%と言わず、200%ぐらいに成果のあるものにしてあげたいと、そういう気持ちを持っております。それから、民間から採用した職員のその後の動向はいかがかというお話であります。何年か時間が経過するわけではありますが。それはやはり当然、民間に居られたと、あるいは先程来、職員のマナーと言いましょか、そういう観点でのお話しもございましたが。そうした経験が生きて、やはり非常にすばらしい、見るものがあるなというふうに評価をいたしております。これからまた、時間が経つ中でそういう真価が、さらに発揮されてくるものとご期待を申し上げている次第であります。また、専門家の活用ということがございまして、先程の環境改善センターとの絡みで、お話があったわけではありますが、私は専門家の活用の仕方というのは、必ずしも抱えてしまわなくても幾らでも活用の仕方があるのではないかと。そういう点からいきますと、そういう専門家の活用の仕方が十分であったかと聞かれますと、やはり私は不足な面があるのではないかと考えております。個別の課題、あるいは専門的に取り組むべき事項については、もっともっと専門家をですね、多くその能力を活用させていただく、そういう仕事の在り方が大切ではないかと考えております。私は、個人的な立場で申し上げますと、人の能力は借りて使わせていただくと、これが非常にいい仕事が、できるんだと思っております。そうした観点から、是非、バイオの問題も含めて、お持ちになっている能力を行政の上にお借りできるところについては、お借りをしていきたいと。第3セクター的なのというお話もあったようですが、今、第3セクターをとという考え方、私、持っておりませんので、別な観点のですね、その能力をお借りして、その成果が行政に反映されることが大切ではないかと、そんなふうに思っております。具体的にお話のありました味噌の販売にかかわっての技術の面で、そうした適当な人材がいるとすれば、そうしたものも講師として招くなり、あるいは技術指導をいただくというふうなことで、より地域のご婦人がたが頑張っておられるそれに、更なる付加価値が高まれば幸いと思っておりますので、できるだけそうした専門家の活用についても、これからいろいろ検討してみたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第2 陳情第1号 「国立療養所帯広病院・国立十勝療養所に『看護婦二交替制勤務』を導入しないことを各病院長に要請する」陳情書

議長（湯浅 亮君） 日程第2、陳情第1号、「国立療養所帯広病院・国立十勝療養所に『看護婦二交替制勤務』を導入しないことを各病院長に要請する」陳情書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって陳情第1号は、文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、3月12日から3月17日までの6日間、休会することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、3月12日から3月17日までの6日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（宣告 14時01分）

第 3 日

平成 9 年第 1 回
 新得町議会定例会 （第 3 号）
 平成 9 年 3 月 1 8 日（火曜日）午後 3 時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名	等
		諸般の報告（第 3 号）	
1	報 告 第 1 号	専決処分の報告について	
2	議案第12号から 議案第27号まで	予算特別委員会の審査結果報告書	
3	議 案 第 2 8 号	町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する 条例の制定について	
4	議 案 第 2 9 号	町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて	
5	議 案 第 3 0 号	所管事務等の調査について	
6	意見案第 1 号	審査結果について	
7	意見案第 2 号	審査結果について	
8	意見案第 3 号	審査結果について	
9	意見案第 4 号	審査結果について	
10	陳 情 第 1 号	継続審査申出について	
追加		町の懸案事項促進要望のための議員派遣について	

会議に付した事件

- 諸般の報告（第 3 号）
- 報 告 第 1 号 専決処分の報告について
- 議案第12号から
議案第27号まで 予算特別委員会の審査結果報告書
- 議 案 第 2 8 号 町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議 案 第 2 9 号 町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議 案 第 3 0 号 所管事務等の調査について
- 意見案第 1 号 審査結果について
- 意見案第 2 号 審査結果について
- 意見案第 3 号 審査結果について
- 意見案第 4 号 審査結果について
- 陳 情 第 1 号 継続審査申出について
町の懸案事項促進要望のための議員派遣について

○出席議員（19人）

1 番	吉 川 幸 一 君	2 番	菊 地 康 雄 君
3 番	松 尾 為 男 君	4 番	小 川 弘 志 君
5 番	武 田 武 孝 君	6 番	広 山 麗 子 君
7 番	石 本 洋 君	8 番	能 登 裕 君
9 番	川 見 久 雄 君	10 番	福 原 信 博 君
11 番	渡 邊 雅 文 君	13 番	千 葉 正 博 君
14 番	宗 像 一 君	15 番	竹 浦 隆 君
16 番	黒 沢 誠 君	17 番	森 清 君
18 番	金 沢 静 雄 君	19 番	高 橋 欽 造 君
20 番	湯 浅 亮 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄 君
教育委員会委員長		高 久 教 雄 君
監 査 委 員		吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	高 橋 一 郎 君
収 入 役	川 久 保 功 君
総 務 課 長	佐 藤 隆 明 君
企 画 調 整 課 長	鈴 木 政 輝 君
税 務 課 長	渡 辺 和 雄 君
住 民 生 活 課 長	村 中 隆 雄 君
保 健 福 祉 課 長	高 橋 昭 吾 君
建 設 課 長	常 松 敏 昭 君
農 林 課 長	小 森 俊 雄 君
水 道 課 長	西 浦 茂 君
商 工 観 光 課 長	清 水 輝 男 君
児 童 保 育 課 長	長 尾 直 昭 君
屈 足 支 所 長	貴 戸 延 之 君
庶 務 係 長	武 田 芳 秋 君
財 政 係 長	阿 部 敏 博 君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博	君			
学	校	教	育	課	長	秋	山	秀	敏	君
社	会	教	育	課	長	高	橋	末	治	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	赤	木	英	俊	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	富	田	秋	彦	君
書			記	広	田	正	司	君

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 全員出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 15時02分）

諸般の報告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 報告第1号 専決処分の報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第1、報告第1号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございますか。1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） ここに損害賠償の額は載ってございますけれども、これはどのような事故で、相手方にこの金額が払われたか、ご説明をお願いしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 事故につきましては、1月の3日に大雪が降りまして、その時にですね、オソウシ温泉の新得事業所、事業区の第332林班附近でですね、除雪の作業中、前から来た乗用車を発見したんですが、ブレーキを掛けて停止する前にですね、相手方の車と左側がぶつかりまして破損をいたしました。それに伴います町との除雪作業中の事故でございましたので、それに伴いまして賠償金が発生いたしましたので、その賠償金でございます。全額これは保険に加入しておりますので、全額歳入で入ってまいります。

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） これは、全額お支払いしたということでございますけれども、人身事故がなかったのかどうか、それと除雪の作業中でございますので、過失割合は何対何なのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 人身事故はありませんでした。なおかつ過失割合でございますが、場所がカーブの場所だったので発見が遅れてしまったというようなことがありまして、全面的に町の方が責任を負うような状況になりました。

議長（湯浅 亮君） これをもって、報告第1号は終結いたします。

日程第2 議案第12号から議案第27号まで 予算特別委員会の審査報告

議長（湯浅 亮君） 日程第1、議案第12号から議案第27号までを議題といたし

ます。

本件について、別紙、予算特別委員長の審査報告は原案可決であります。

本件については、質疑、討論を省略し直ちに採択いたします。

ご異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

本件については、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、本件については委員長の報告どおりと決しました。

日程第3 議案第28号 町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(湯浅 亮君) 日程第3、議案第28号、町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案については別にご発言もなければ、これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第29号 町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長(湯浅 亮君) 日程第4、議案第29号、町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案については、別にご発言もなければ、これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 30 号 所管事務等の調査について

議長（湯浅 亮君） 日程第 5、議案第 30 号、所管事務等の調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案については、別にご発言もなければ、これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 意見案第 1 号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第 6、意見案第 1 号、「2 兆円特別減税」の継続実施を求める要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第 41 条第 3 項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は原案可決であります。
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。
よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第7 意見案第2号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、意見案第2号、医療費負担増の凍結と抜本的医療制度改革を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第8 意見案第3号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第8、意見案第3号、森林・林業の活性化、国有林野事業の健全な発展に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は原案可決であります。
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。
よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第9 意見案第4号 審査結果について

議長(湯浅 亮君) 日程第9、意見案第4号、廃棄物処理法改正における要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は原案可決であります。
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。
よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第10 陳情第1号 継続審査申出について

議長(湯浅 亮君) 日程第10、陳情第1号、「国立療養所帯広病院・国立十勝療養所に『看護婦二交替制勤務』を導入しないことを各病院長に要請する」陳情書、閉会中継続審査の申し出についてを議題といたします。

本件については、別紙のとおり文教福祉常任委員長から委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件については、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程の追加について

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

町の懸案事項促進要望のための議員派遣についてを、この際、日程に追加し議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、この際、町の懸案事項促進要望のための議員派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 町の懸案事項促進要望のための議員派遣について

議長(湯浅 亮君) 町の懸案事項促進要望のための議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

町の懸案事項促進要望のため、本年4月1日から明年3月31日までの間、国内外の関係方面に本議会は議員を派遣することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

町の懸案事項促進要望のため、本年4月1日から明年3月31日までの間、国内外の関係方面に本議会は議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

派遣議員については、要望案件等を勘案して、その都度、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

派遣議員については、要望案件等を勘案して、その都度、議長において指名することに決しました。

閉 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） これにて、本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成9年定例第1回新得町議会を閉会いたします。

（宣告 15時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員